

令和5年第2回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和5年3月2日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和5年3月3日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 番 向 田 清 一 君  | 2 番 安 竹 正 君        |
| 3 番 光 岡 美 里 君  | 4 番 主 枝 幸 子 君      |
| 5 番 奥 村 富士雄 君  | 6 番 柚 木 喬 君        |
| 7 番 出 下 孝 君    | 8 番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9 番 大 田 直 樹 君  | 10 番 中 雅 洋 君       |
| 11 番 中 川 ゆかり 君 | 12 番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |             |
|-----------|-------------|
| 町 長       | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長     | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長     | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監       | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監 | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長   | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長   | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長   | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長   | 西 谷 伸 治 君   |
| 企画財政課長    | 山 本 保 君     |
| 税務住民課長    | 松 谷 展 裕 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 都市計画課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|       |        |                           |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                    |
| 日程第 2 | 議案第15号 | 「令和 5 年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第 3 | 議案第16号 | 「令和 5 年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第 4 | 議案第17号 | 「令和 5 年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第 5 | 議案第18号 | 「令和 5 年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第 6 | 議案第19号 | 「令和 5 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 1 0 時 0 0 分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。今日は定例会 2

日目に入ります。

傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきました。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際は要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問といたします。

4番主枝幸子議員から「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について質問いたします。

歯周病は細菌の感染によって引き起こされる病気ですが、進行すると歯を支える土台が溶けて歯が動くようになり、最後は歯が抜けてしまいます。働き盛りの中高年では実に8割以上の人に歯周病があると報告され、生活習慣病と言われています。決して他人事ではありません。

また、歯周病が糖尿病、肺炎、早産、心筋梗塞、脳梗塞などの原因となることが明らかになり、歯周病が単に口の中だけではなく、全身の健康を脅かす病気であることが分かってきました。歯周病を進行させない、また、治すということは、全身の健康に大きくプラスの影響があるものです。

このため、歯周病を自覚症状のない段階で早期発見するためには、歯科健診しかありません。現在、坂町では妊婦検診と40歳と50歳を対象とした歯科健診が行われ、今年度から80歳、85歳と対象者が拡大されましたが、1年ごとの健診こそが、最も早期発見につながると思います。

そこで、ぜひ生活習慣病対策の一つとして特定健康診査や一般健康診査に歯科健診を導入し、住民の健康づくりの強化を図っていただきたいと思います。町当局のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について  
お答えをいたします。

歯科健診は疾患の早期発見、重症化予防の観点から重要であるとされていることから、国におきましては、生後１歳半及び３歳になったとき並びに保育園等入園後から高校３年生までの毎年度、幼児や子供を対象とした歯科健診を義務づけているところでございます。

また、広島県後期高齢者広域連合の独自制度といたしまして、７５歳の方を対象とした歯科健診も行われております。

本町におきましては、こうした国等の健診制度に加えて、妊娠期間中における妊婦への歯科健診、生後２歳になった幼児を対象とした歯科相談、４０歳から７０歳までの方を１０歳刻みで対象とした歯周疾患検診及び８０歳と８５歳になられた方を対象とした口腔機能チェックを含む歯科健診を町独自制度として実施をしているところでございます。

御質問の、生活習慣病対策の一つとして特定健康診査や一般健康診査に歯科健診を導入し、住民の健康づくりの強化を図ってはどうかについてでございますが、本町では平成６年度から１３年度まで一般健康診査時に町内の歯科医師による歯科健診を実施してまいりましたが、実施日や実施時間を歯科医院の休診日や休息時間に合わせる必要がありましたことから、多くの方に受診をしていただくことは難しい状況となっております。

また、健診会場では簡易な検査しかできないため、歯科健診は設備の整った医療機関で実施することが望ましいのではないかなどの御意見を歯科医師から頂いたことから、坂町歯科医師会等と協議を行い、これを踏まえ、平成１４年度からは歯科衛生士による歯科相談に切り替え、併せて口腔ケアの必要性についても啓発を行い、歯科受診の促進に努めてきたところでございます。

さらに、平成２０年度からは健康増進法に基づき節目年齢の方を対象に個別の歯周疾患検診を実施をしているところでございます。

現在、国の歯科口腔保健の推進に関する専門委員会等からも、歯科健診の機会の充実や受診率向上等のための取組が求められておりますことから、本町といたしましては、国の動向を注視するとともに、歯科健診や歯周疾患検診の必要性について引き続

き周知・啓発を行い、かかりつけ歯科医での定期的な歯科健診等の受診を促進し、住民の皆様の健康づくりの強化を図ってまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁にありましたが、せっかく平成6年度から13年度まで一般健康診査に町内の歯科医師による歯科健診を実施していましたが、実施日や実施時間、歯科医院の休日に時間が合わせられないとありましたが、もう少し話を詰めてすることができなかったのかということが残念です。

そこで、質問に入ります。

現在実施している節目年齢での歯周病、歯周疾患検診の直近の受診日数をどのくらいお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

平成6年度から13年度まで歯科健診を行っておりましたが、これは十分に協議を重ね、坂歯科医師会ともしっかりとお話をし、こういった結果となっておりますので、その点は御理解を賜りたいと存じます。

御質問の節目健診での直近の受診率でございますが、まず、40歳から70歳までの歯周疾患検診でございます。

まず、令和2年度に40歳から50歳まで、この二つの年齢で実施を行いました。受診率はこのとき12.3%でございました。令和3年度につきましては、40歳から10歳刻みで70歳までを実施いたしております。令和4年度についても同様でございます。令和3年度の受診率は13%でございます。令和4年度につきましては、現在、2月6日現在のものしかございませんが、11.2%となっております。

なお、参考でございますが、県の平均は9.7%ということになっております。

次に、75歳の方の広島県の後期高齢者医療広域連合が実施いたすものでございます。令和2年度に、これは受診率ではなく、坂町で受けられた方の人数でございますが、1名でございました。令和3年度につきましては5名でございます。

次に、町が独自で行っております80歳、85歳の歯科健診、口腔内検査と口腔機能チェック実施いたしております。これは令和3年度の12月から実施をいたしました。町内の3医療機関及び町外の55医療機関に委託をしております。令和3年度の

実績といたしましては17.6%でございました。ただ、この令和4年度を実施いたしますときに、令和3年度が12月からの実施でございましたので、令和3年度の対象の方も合わせて令和4年度を実施をいたしております。対象者が、ですから倍になっております。1月末現在の受診率は8.0%でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 歯周病自覚症状のない段階で早期発見するためには歯科健診しかありません。早期に発見し、早期に治療できれば、住民の健康づくりに役立つばかりではなく、重症化予防などで医療費の抑制にもつながり、町の財政も助かるのではないかと考えますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

確かに歯周疾患健診等を行い、歯周病を早期発見して、そういった医療に係る医療費を抑制できるのではないかという御質問です。

現在、坂町でデータヘルス計画というものを策定しております。この中のデータで少し御紹介させていただきたいと思いますが、坂町の歯周病とか歯肉炎、これの医療費が実は広島県内で1位でございます、医療費がですね。それに比例して、やはり糖尿病でございますとか、心疾患でございますとか、そういった医療費も坂町は高くなっております。やはりこの歯科、口腔ケアが疾患につながっておるという状況が見えておりますので、こういったこともしっかりと住民の皆様に周知をさせていただきながら、歯科健診の重要性について啓発をしてみたいと思います。それがひいては医療費の削減につながると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 町の歯科健診は、答弁にありましたが、1歳6か月から高校生まで、40歳、50歳、60歳、70歳、75歳、75歳は広域連合で、そこで今年度から80歳、85歳と対象者が拡大されました。目的として、介護予防につながるとお聞きしましたが、その効果を求めてどう実施しているのか、効果はどう出ているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 80歳、85歳の健診でございますが、これは令和3年度から実施をしております、先ほども申しましたが、12月から実施をしておりますので、ちょっとまだ期間が短うございまして、1年ちょっとでございます。

介護予防にどのように影響しているのかということでございますが、やはり高齢者の方が嚥下障害であるとか、食べ物を飲み込んだり、そういったことの障害が起きますと、誤嚥性肺炎等が起きてまいります。また、食べることができなくなりますと、低栄養となり、フレイル状態となり、介護の要介護状態につながってくるということがございます。

坂町においては、しっかりとそこまでつながっておるという結果はまだつかんでおりません。次期の介護保険事業計画等でそういったこともしっかりと見てまいりたいと考えております。

さらに、本町では自立支援型地域ケア会議というものを設けております。これはやはり要支援とか要支援1とか、また、要介護にならない方の支援をする会議でございますが、この会議の中の委員の1人として歯科医を入れております。そういったことから、介護予防につなげていくということで、本町は努力をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 歯周疾患検診や歯科健診は節目年齢ではなく、毎年受けることが必要である。その必要性を住民にしっかり伝え、毎年の歯科健診に結びつけることが大切である。町長の答弁に歯科健診や歯周病疾患検診の必要性について、周知、啓発を行うとありました。具体的にはどのように行っているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

周知、啓発につきましては、従来から行っております。方法といたしましては、まず一つ目、節目健診の対象となられた方には個別に受診券をお送りし、その中に検診の必要性を書いたものも同封いたしまして、受診率の向上に努めております。

次に、広報さかやホームページを活用いたしまして、今年度6月、虫歯とかと言いますね、6月虫歯の日、11月いい歯の日、こういったことに併せて広報を行い、さらに2月には、この3月末で健診が終了いたしますので、健診の受け忘れはございませんかというようなことで、そういったことの啓発も行っております。

3点目は、保健事業と介護予防の一体的事業ということがございまして、皆さんが集われる地域の集いの場、そちらのほうに専門職である歯科医師等を派遣し、管理栄養士等も派遣を同時にいたしますし、保健師も参りますが、そういった中で直接顔の見える関係を大事にしながら、歯周病の疾患検診とか、いろいろ定期的な健診が必要であるということを身近でお伝えするというのも重要と考えておりますので、こういった事業を、地域に密着した、住民に密着した事業を今後も行いながら、周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） すごく丁寧に分かりやすい答弁を頂き、ありがとうございます。引き続き、切れ目のない住民の皆様の健康づくりに取り組んでいていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」の件について伺います。

妊産婦の死亡原因の第1位は自殺であることが国立成育医療研究センターなどの調査研究から明らかになっています。これはマタニティーブルーや産後鬱などの課題との関連も示唆されていることから、女性が安心して子供を生み育てるために、産前産後のサポートが非常に重要なものであると言えます。

こうした状況を受けて、平成29年4月に改正母子保健法の施行により、子育て世代包括支援センターの設置が市町村の努力義務として法定化されました。

また、令和元年12月に公布された母子保健法の一部を改正する法律においては、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が市町村等の努力義務として法定化され、第4次少子化社会対策大綱においては、改正法を踏まえ、産後ケア事業については令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、今後ますます注力が必要な分野であると言えます。

そこで、坂町における産前産後サポート事業及び産後ケア事業について、実施状況や課題、今後の取組について、町当局の考えをお伺いします。



○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」についてお答えをいたします。

本町における母子保健事業につきましては、「坂町版ネウボラ」を推進する中で、顔の見える関係を重視し、住民及び地域に密着した妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを基本として各種事業を実施をしているところでございます。

その事業の中に、産前産後サポート事業や産後ケア事業の取組がございます。

御質問の、坂町におけるこれらの事業の実施状況や課題、今後の取組についてでございますが、まず、産前産後サポート事業の相談支援事業として、保健師をはじめ、地域の身近な母子保健推進員が妊産婦に寄り添い、話をよく聞き、相談支援を行っております。

また、初めて育児を経験する保護者の不安を解消し、保護者同士の仲間づくりができる場所を提供する「親子の絆づくりプログラム」事業や、妊産婦等への育児用品等の支援を行う事業として、親子で触れ合う時間を大切にいただくために、保護者が子供のために選んだ絵本を町が購入をし、その絵本を母子保健推進員が自宅を訪問し、直接手渡す「はじめての絵本事業」を実施をいたしております。

次に、産後ケア事業につきましては、母親の身体的な回復のための支援事業として、医療機関や助産院へ宿泊をして行う宿泊型事業や、授乳の指導や母乳のケアを行うため、助産師が自宅を訪問する訪問型事業などを行い、助産師等の専門職が母親の話をよく聞くことによる心理的な支援も同時に実施をしているところでございます。

このような妊産婦ケアにかかる事業を実施する上での課題といたしましては、核家族化が進み、近年の相談内容が複合化、複雑化する中での確に対応し、必要な支援につなぐことがさらに重要となってまいります。

これらの課題解決に向けては、今後整備を推進をしてまいります保健・福祉の拠点において、相談支援や必要なサービスを総合的・一体的に提供するとともに、引き続き、地域密着、住民密着の顔の見える関係を大切にし、身近で相談に応じ、様々な支援につなぐ伴走型相談支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） はじめての絵本事業など、ブックファースト事業とかファーストブック事業というふうに言われているような事業のことと思いますが、とても評判のよい事業だと聞いております。

そこで、産後ケアの中でも宿泊型事業と訪問型事業は、産後の体の回復や育児に不安があったり、休養や栄養面など、生活の相談をする上で非常に重要な支援となっています。

それで、まずはそれぞれの利用実績についてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

産後ケアでございます宿泊型につきましては、令和4年度につきましては、お一人の方が御利用されてます。これは3日間宿泊、3泊4日で御利用されました。

訪問型につきましては、お一人の実績がございますが、この方が2回御利用になってらっしゃいます。

次に、母乳のケアにつきましては、6人の方が御利用されまして、そのうち3人の方が2回の御利用ということの実績がございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） もう少し利用の促進が期待されるなと感じました。

また、これらの事業は利用された後のアフターケアにどうつなげるか、どうケアしていくかが非常に重要になってくると考えますが、フォローについてはどのような対策を取られておられるでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 本町におきましては、こういったフォローだけでなく、母子手帳の交付時からしっかりと保健師がお母様のお話を聞き、また、お父様のお話、御家族のお話をしっかりと時間をかけて聞くことからスタートをしております。

そのような中で、母親学級や個別の健診やいろいろなことを経まして、その中でやはり心配な、少し不安となる方がこういった宿泊型事業でございますとか、訪問型の事業を御利用されるような状況がございます。やはり保健師もそういった方にこちらからお勧めするということも行っておりまして、さらにこれを利用された後、しっかりと母乳が出ているかとか、生活に御不安はないかとか、しっかりと個別のケースを

管理しながら、そのケースにつきましても、保健センターにおります保健師をはじめ、管理栄養士、全てのものがしっかりと対応できるように情報を共有し、いつその方が相談に来られても分かるような体制で、しっかりと支援ができる体制を整えておるところでございます。

ひいては、これがまた就学前でございますとか、保育園に入る前でございますとか、そういったところで教育関係機関との連携もできるというような状況を整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 丁寧なアフターケア、聞かせていただきました。やはりそれ聞くにつれて、ますますこれら産後ケア事業は、出産後、様々な不安があるお母さん方にとって非常に重要な事業だと感じたところです。

そこで、利用の促進を促すためにも、利用料の自己負担分について、県からの補助だけでなく、坂町からも補助を幾らかでもつけてはいかがかなと考えます。出産後や産後に伴う支出は家計を大きく圧迫しているところです。町からも補助をすることで利用の促進につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

利用料につきましては、議員さんがおっしゃったように、広島県の妊産婦支援事業の緊急補助金、これが令和4年度、令和5年度も実施されるというふうに聞いております。利用料の2分の1を補助するものでございます。

国の出産・子育て応援給付金というのものも、母子手帳交付時に5万円、そして、出産された後にまた5万円、そういった支援もされているところでございます。

町といたしまして、さらに独自のということでございますが、やはり財源の確保でございますとか、そういった継続した事業にしていけますためには、しっかりと財源を確保することが必要と考えております。そういった補助の制度がございましたら、またそういったものも活用しながら、ただし、やはり御利用されるということになりますと、受益者負担というものは必ず必要となってまいりますと思います。そういったこともしっかり考えながら、今後、そういった補助事業等ございましたら導入し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 引き続き検討していただければと思います。

次に、産後ケア事業の相談窓口について伺います。

広島県では広島県版ネウボラを各市町村とともに構築していくとホームページなどにも掲載されていまして、産前・産後や子育て支援を包括的に行う事業名称としてネウボラというふうに名称を使用してあります。割と若い世帯にも聞きなじみがあって、ネウボラと聞くと、赤ちゃんや子育てに関する相談や支援を受けられるというイメージが持たれているところですが、県の子育て支援関係の各種ホームページを見ても、坂町については、坂町版ネウボラという言葉は今も答弁の中で伺ったのですが、表記のほうがありません。

そこで、坂町ではいつネウボラが始まるのという声も頂いてるところです。要は、もう既に取り組んでいる坂町版ネウボラという言葉自体があまり周知されていないということも懸念されます。

そこで、例えば近隣の他町のように、循環バスに坂町版ネウボラというシールを貼るとか、そういうようなネウボラ取り組んでますよという周知も必要になるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

坂町版ネウボラのPRについてということですが、年間を通じては、ホームページであるとか、あとチラシを町内の各施設に置いております。また、時期を見まして、これからはホームページのdボタンであるとか公式LINE、こちらを通じてPRのほうをしていきたいと考えております。

また、海田町のふれあいバスに大きなラッピングで海田版ネウボラいうてボディに書いてあるんですけども、あれにつきましては、海田町さんの施策の一つである海田版ネウボラを車体にラッピングしたものでありますが、そのほか民間の事業者の方から車内の広告であるとか、また、車体へのラッピングであるとか、いろんなことを考えておられます。広告料として頂くという例もございます。

ただ、いずれにいたしましても、坂町の循環バスで何がふさわしいのかということも検討していかなくてはならないと思いますし、今回は御意見として伺いをさせて

いただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 今後の周知に期待していきたいと思います。

最後に、町長にお伺いしたいと思います。

現在、相談窓口になっている保健センターですが、御存じのとおり老朽化が著しく、場所も役場から離れていて分かりにくいという声も頂いております。

そこで、今後の保健センターのありようについて、町長施政方針や、このたびの答弁でもありましたように、保健福祉の拠点整備に絡めて、身近に相談に応じるためにも、保健センターの機能の移転や統合といった検討も必要になってくるのではと感じています。町長の考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに保健センターは昭和56年か57年に建設されたものだというふうに認識をいたしております。老朽化もいたしております、これまでも改修工事等も実施をしてきたわけでありますけれども、いずれにしましても、あの場所を有効に活用して、今後の民生福祉ももちろんでございまして、複合的な施設に建て替えることができればいいなというふうな思いは以前から持っております。

特に県道坂中央線がちょうど保健センターの前に下りてくるわけですね。そういう中で、道路ができれば、またすごく利便性もよくなってくるのかなというふうな思いも持っておりますし、また、地域全体の道路網の整備も進めていくような計画も、今、持っております、県道の推進に併せてですね。

そういう中で、多目的な活用ができることを含めて、一応、これから具体的に検討していききたいというふうな考えを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「学校クラブ活動の地域移行」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「学校クラブ活動の地域移行」の件について伺います。

令和4年12月の「教育を考える会」において、学校における働き方改革に関する総合的な方策の一環として、中学校クラブ活動の地域移行について資料が提出され、説明がありました。

町の方向性としては、現状を維持し、生徒の競技力向上に努めるとともに、夢や目的を実現するための支援を行うこと。そして、各市町の取組に係る情報収集を行う。地域に移行することが坂町の子供たちにとって有益であると考えられる方法などがあった場合は検討を行うというものでした。熱のこもった意見などが出ましたが、最終的には、まだ決定していることではないということで終えたと記憶しております。

コロナ禍の3年間、教育の現場への関わりが希薄になっているため、現状さえもつかみにくい状況の中で、実施へのイメージが湧きにくく、進捗なども見えてこない状態にあると思います。

しかしながら、働き方改革を踏まえた部活動の改革は既に始められています。坂町の将来を担う子供たちにとっての最善の策を構築していただきたいと考え、町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「学校クラブ活動地域移行」の件についてお答えいたします。

中学校の部活動につきましては、国において、教員の負担軽減を図る観点から、学校単位から地域単位の取組とすることや、学校以外の主体が担うこと及び令和5年度から休日の部活動の地域移行を段階的に進めるとの方向性が示されました。

また、生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は地域によって異なることから、休日の学校部活動の地域連携や地域移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと、さらには、各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましいとされております。

しかしながら、部活動の地域移行につきましては、生徒のニーズに合った団体を確保する必要があること、指導者の報酬を家庭で負担する必要があること、平日は学校で教員の指導を受け、休日は地域の指導者の指導を受けるため、指導者の指導が平日と休日とで異なる可能性があるなど、様々な課題があると考えております。

現在、坂中学校においては、競技経験や指導経験を有しております部活動指導員7名が中学生に優れた技術を教授しており、とりわけ、令和4年度には坂中学校サッカー部が広島県中学校サッカー選手権大会において初優勝を飾るという成果を挙げたところでございます。

一方で、教員の長時間勤務の問題につきましては、子供たちに効果的な教育活動を

行うことができるよう、校務支援システム等により事務の効率化を図り、町費による職員の配置等を推進してきたところでございます。

教育委員会といたしましては、学校の枠組みを大切にし、部活動を教員と部活動指導員との適切な役割分担の下で進める必要があると考えており、具体には、教員は日常的な生徒指導や競技大会等への参加手続等を担うことにより長時間勤務を縮減し、部活動指導員は、その優れた技術を生徒へ教授することにより、生徒の競技力向上を図るというものでございます。

引き続き、部活動指導員の配置に向け、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 坂町は他市町に先駆けて中学校のクラブ活動に専門的な指導者の配置や部活動の大会参加等の経費の補助など、先進的な整備をされていることはとても誇らしいことだと以前より思っていました。生徒にとっても、競技力向上はもとより、教員とは違う目線である人が身近にいるということのよい影響にもなっているのではないかと期待されています。ある意味、教員の働き方改革にもつながる感じておりました。

中央教育審議会がまとめた働き方改革では、業務の実態などが挙げられており、環境が整った上で部活動を学校単位の活動から地域単位の取組にし、学校外が担うことも検討するとあります。

平成30年にスポーツ庁が出している運動部活動に関するガイドラインでは、生徒の立場での多様なニーズに応じた部の配置などへの改善策が挙げられております。教育の一環としてクラブ活動を受け止めておりましたので、中央教育審議会のまとめの中で、クラブ活動顧問の負担が重いことが挙げられておりますが、答弁では、事務的なことは町費で職員の配置などされているようですし、指導者については、配置に向け関係機関と連携というふうにありました。クラブ活動に関する教員の現状などを含め、専門的な指導者をこれまで以上に増やすということの計画はあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

本町といたしましては、人格形成の大きな柱として部活動を捉えております。その

ためにも、部活動指導員と十分な連携の下、教員の負担軽減を図りつつも、子供たちの部活動の場を十分に確保していくよう努めている現状でございます。

今後に向けてといたしましては、学校主体で地域とともに盛り上げていくということと、それから部活動指導員の増員につきましては、引き続き、拡充も視野に入れながら、配置に向けて国や県、町長部局と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、部活動指導員がいない部もありますので、少しずつでもいいので、ぜひ増員に向けて頑張っていただきたいなと思います。

次に、ガイドラインに様々なことが求められています。その中には、クラブ活動の休養日の設定も行われていますが、ガイドラインが出される前と現在との違いについてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

以前は部活動の休養日に関しては具体的な設定は示されてはございませんでした。このガイドラインでは、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう基準が示されました。大きくは2点でございます。一つ目は、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするということ。2点目、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ、効果的な活動を行うというこの2点が挙げられています。これが大きな変更点でございます。

坂町でも部活動の方針を定め、ガイドラインに準じて部活動を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一点だけ不思議なことがあるんです。と、申しますのが、学校の先生が土曜、日曜、祝祭日も含めてですけど、部活動の指導に当たるわけですね。その指導に当たる時間当たりの身分保障、賃金が物すごい安いんですよ。県の最低賃金が930円、しかし、学校の先生が部活動に従事した1時間当たりの身分保障は9



00円というような状況がありまして、中学校の中にも部活動の指導がしたい先生もおられるはずなんです。だから、そういう面でもしっかりと身分保障の改善を図りながら進めていくということも、私は大きなポイントではないかというふうに思っております。

やはりそこに何かがあるんだろうと思うんですね、何かが。外に言えない何かがひょっとしたらあるんじゃないかないうような気もしておりますので、そこをみんなでしっかりメスを入れて、うみがあるならうみを出して、本来あるべき姿に戻すということも、また学校での部活動の発展にもつながってくるんじゃないかな、先生のやりがいにもつながってくるんじゃないかなというふうな思いもしておりますので、一言付け加えさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、教員の身分保障の町長から答弁か問いかけか訴えか頂きましたけど、それについても、今回、一番基本的に私が言いたくて、この質問をさせていただいたのは、やはりいろんな問題がある中で、議会としても、町としても、教育委員会としても、また別の何かがあるのかもしれないですけど、そういうところに、やっぱりいつも町と議会は二輪でというふうにお話しされてますが、そういう取組をやっぱりやっていけたらいいなというのが一番の基本で、この質問をさせていただきました。

この質問をする中で、だんだんいろんなことを調べていくことによって、難しい問題が出てきていました。ですので、そののちをちょっと避けてという感じで質問をしていくような形に自分自身で持っていたことを、今、町長がそういうふうに答えていただいて、なるほど、でもちょっと言いにくいこともあるよねというような、教育委員会には関係ない問題だったりするので、言いにくいこともあるよねということがちょっとあったのを、ちょっと恥ずかしいなというふうに自分で思いました。これからはもっと突っ込めるような形で質問をしていきたいと思いますが、今日は準備をしてきている質問がありますので、それを引き続きさせていただきたいと思います。

中体連が所管で行っている競技大会の中には、本年度より大会参加をクラブチームとして参加できるようになっていますが、今後、中体連の大会運営や大会そのものはどのようになっていくのでしょうか。各競技においての違いが出るのではないかと懸念されていますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

中体連の大会参加につきましては、今までどおり中学校という枠が一つ、それから、新たにこのたび示されたガイドラインを遵守して、中体連が示す条件を満たし、また、その上で申請をし、認められた地域スポーツ団体が参加できるようになるということをお伺いしております。

具体的な大会運営等につきましては、競技ごとにまだ細やかに確認等がございますということで、検討段階であるということで、まだ示されていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 答弁ありがとうございます。

次に、教育方針や、答弁にもありましたが、現段階での地域移行に関しましては、学校主体でやっていく方針と受け止めております。そうであれば、学校の施設、備品等もさらなる充実を図っていく必要があるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

学校施設の充実につきましては、策定いたしました長寿命化計画に基づいて、緊急度の高いものから改修を進めたいと考えてはおります。

中学校の体育や部活動で使用する備品等の整備につきましては、町予算を充てていただき、充実を図っているところでございます。

また、部活動においては、交通費や参加費の補助を現在頂いております。それだけでなく、町の部活動促進事業補助金等により支援を頂いて、必要な物品等を購入させていただいております。

今年度は給付金を活用して、サッカーで主に使う屋根つきベンチであるとか、吹奏楽のチューバであるとかを整備させていただきました。

今後も学校の要望を基に、皆様方の御支援の下、充実をさせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） これからも、備品に関しては子供たちが使うものだし、大会などで使うものと学校にあるものとが違うと、やっぱり子供たちも戸惑うところもあるので、また別の場所に行って練習をしなきゃいけないということもあるので、備品などはやはりどんどん、大切に使うことは大事なんですけど、新しいものも入れながら、導入しながら、子供たちにしっかり練習をしてほしいなと思います。

次に、5番目です。

この件に関しましては、文科省、スポーツ庁に関しまして、有識者会議等で話し合いなども進められており、課題が多過ぎて移行につなげられないのが現状だと思います。

しかしながら、学業も文化活動もそうですが、スポーツ活動も坂町の将来を担う子供たちの知・徳・体を育む上での大切な問題だと思っておりますので、これまで以上に体制や施設整備は充実させていただきたいと思います。

先ほど町長からも答弁いただきましたが、最後に教育長、町長の答弁を頂きたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 心強い質問を頂きましたけども、部活動というのは、中学校教育にとって物すごく魅力的なものだと思っております。これが仮に学校から外れるということになりますと、経済的に難しい家庭であるとか、あるいは、なかなか自分でこの部活をやりたい、こんなことをやりたいと思っている子供たちの選択という部分、壁ができて、違う方向に行くのではないかなというふうな危惧を持っておるところです。

今、中川議員から質問もありましたけども、本町といたしましては、学校の枠組みを大切にして、今後とも、そういった子供たちの希望が十分かなえられるような形で部活動を続けていけるように整備を各機関等と連携いたしましてしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育長が申しておりましたようなことが大体の私の思いでもあろうかと思っておりますけども、2点あるんですけども、1点は、義務教育の学校は誰のための学校なのかと、教育機関なのかと、これは子供のためにある教育機関でありますので、やはり子供が主役で頑張れる、そういう環境を我々大人はつくってい

かなければならないと。やはり部活動も学校教育の一環だという考えが一点ございます。

それともう一点は、今、地域移行とかクラブチームとか云々とかいうような話も東京のほうでは出ておりますけれども、やはりこの町内で育つ過程で、子供たちが同じ目標を持って、一緒にその目標に向かって汗をかき、頑張って努力をする、そして、そこで絆を強めていく、それがやはりこの坂町の地域振興、地方創生、将来的にはそういうものにもつながってくるんだというふうに私は思っておりますので、これからも大変厳しい財政状況とは思いますが、教育委員会、あるいは学校現場の要望、御意見も伺いながら、また、議会の皆様方ともしっかりその点につきましても協議をしながら、可能な限り子供たちが元気に自分たちの思い、志が少しでも実現できるような、そういう環境に向けて頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「議員報酬の見直しを」について質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「議員報酬の見直しを」の件についてお尋ねいたします。

この4月に統一地方選挙が行われます。先日の中国新聞に「議員の成り手不足深刻化」という記事が掲載されておりました。皆さんもきっと目にされたことでしょう。全国地方議会議長アンケートから引用させていただき、坂町でも当てはまる記事だと痛感し、質問させていただきます。

記事では「議員の成り手不足をどちらかといえば感じている」が2018年調査での52%に比べ、今回の調査では11ポイント上昇の63%と報じております。成り手を増やすための抜本的な策はなかなか難しいとも報じておりますが、議員の成り手を増やすための有効な対策として、アンケート調査からは、議員報酬の引上げが77%と最多の値を示しており、これが最善策とは思いませんが、28年前に私が議員になったときと今も同じ報酬額であります。

今、世間では物価の上昇の波が押し寄せており、国は企業に対して給料を上げるよう要請して、ある大手企業では初任給40%アップを報じ、大手企業の50%は賃上げ方針とか、今まさに上げるタイミングだと思います。

議会からの提案ではなく、ぜひ町側からの上程を一考願えればと考えますが、町当

局の考えをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「議員報酬の見直しを」の件についてお答えをいたします。

近年、地方の小規模自治体においては、無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員の成り手不足の問題が顕在化してきており、今後、人口減少や高齢化の進行と相まって、定数割れが常態化することも危惧されております。

こうしたことから、国においては、令和元年度に地方議会議員や学識経験者を構成員とする「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を立ち上げ、議員の成り手不足問題など、これからの議会の在り方について幅広く検討されてきました。

令和2年9月に出された研究会報告書におきましては、議員の成り手不足問題は議員報酬額などの経済的要因のみならず、選挙に伴う負担やリスクなどの立候補環境、議員活動に要する時間への負担、兼業の禁止等の身分上の制約など、様々な要因が複合的に影響しているとの意見が出されたところでございます。

御質問の、議員報酬の引上げについてでございますが、この研究会報告にもありましたとおり、議員の成り手不足問題の解消に対しましては、単に議員報酬を上げるのみでは抜本的な解消にはつながらないものと考えており、今後、国において議員報酬も含め、将来を見据えた地方議会の選挙制度の在り方について幅広い議論がなされることを期待をいたしておるところでございます。

また、現行の制度下において、議員報酬の額は一般職の職員給与とは性格が異なり、生計費や民間企業の上昇等に相応して決定されるものではなく、その職務の特殊性に応じて定められるべきものとされており、さらに、報酬額につきましては、民意を反映させるため、住民を構成員とする特別職報酬等審議会を設置し、その中で報酬額の妥当性等について審議をしていただき、その結果を踏まえ決定をいたすものとされております。

将来、社会情勢の変化や様々な課題に対応できる持続可能な地域社会の実現には、住民の方々の多様な意見を反映しながら、合意形成を行う場としての議会の役割が一層重要になってまいります。

町といたしましては、引き続き、国の動向を注視し、議員の成り手不足問題をはじめとする議会運営の諸問題につきましては、住民・行政・議会が共に解決に向けて取り組むべき課題であると考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今回、皆さんのお手元に資料1、坂町ランキングというものを御用意させていただきました。これを口で言うのもなかなか理解しにくいかと思うんで、やはりこういったものは見ていただいて、理解していただいたほうが分かりやすいかと思ひまして、御用意させていただきました。

この質問をするに当たり、私も長年、7期28年、皆さんと顔を合わせてまいりまして、このたび、勇退いう勇ましいあれではないですけど、もう若い人に席をお譲りしたほうがいいんじゃないだろうか。私が出たときも46歳でございました。そのときに議会の若返りいうのを訴えて、そして、私が出たことによって、若い人たちが、そのときは後に続いて何名か出ていただいて、一遍に議会が若返ったのを覚えております。

今、この年で私が坂町内でお年寄りのほうから数えたほうが早いか、下から数えたほうが早いか、この年で、恥ずかしながら、私は下のほうから数えたほうが早いんでございます。

それで、私の先輩方、年の先輩方に言うんじゃないですけど、若者が出ていただくためには、やはり国も考えておりまして、体制が、28年前に四国のほうのある一議員がこういうことを言って、それが波及して、年金制度いうものがやまってしまいました。やはりこれをなりわいとするか、昔の悪い言葉で、あれは年寄りのたばこ銭欲しさというのが私が出たときの世間の言葉でございました。

しかし、なりわいどうこうではなく、坂町をよくしていこう、そういう気持ちは、なる人、議員がみんなそう思っ出てくださることと思いますが、やはりここに町長が答弁したように、議員の報酬は一般職と社会のあれと違って、それと正比例して上げるものではないと申されましたが、今、私になりわいというか、議員の報酬もある程度上げてやって、それは町独自でできる政策でございます。年金のことは町ではできません。それは国に任せていただいていいと思います。

そこで、この資料1を見ていただいて、上の町長の給料はといいますと、海田、熊野、坂町、全て82万1千円で、全国で言いますと、1,750自治体の中で565位、上位にランクされております。

今、答弁の中で申されました一般職員と、そういった常勤の特別職、私たちは非常

勤でございますんで、それでも坂町 24 万 6 千円、海田町 25 万 4 千円、熊野町 26 万 2 千円、全国的に言いますと 1,004 位、964 位、930 位、下のほうの、調べておったら、職員のがありましたんで、今回、議員のいうことでありましたけど、参考に坂町の職員のランキングも列記させていただきました。坂町の職員、これは 1,762 自治体のうちの 1,070 位、海田町 1,045 位、熊野町 1,162 位、広島県内、その後ろを見ていただきます。広島県内 23 市町でございます。21 位、22 位、23 位、下の 3 位を安芸郡が占めております。町長のと比べていただいて、坂町がこうしてやっていけるのも、町長が恐らくそうは思っていないと思います。だけど、この数字を見ていただくと、坂町はわしが頑張ったけんこうよのの独り勝ちみたいな感じを受けてしまいます。数字から見て、ただ受けるだけのことです。私が町長の独り勝ちよのいうんじゃないんです、見た感じで。職員も同じように頑張ってるんです。我々も町民の声を届けようと頑張っております。職員の給料はそこへクエスチョンマークで入れておりません、私はもちろん調べてるんで分かりますけど。そこらあたりは、皆さん、町長あれして、職員の給料も上げてやってほしいと思います。ついでに議員の報酬も、ここの数字は 2014 年調べですから、その中で町独自に議員の報酬を上げたところが 2 町ございますので、順位は坂町が一つランクぐらい下がってるかもしれません。そこはちょっとインターネットで調べてみても出ておりません。2014 年調べですから、それ以降のことでございます。

そして、坂町は、よく町長は緊縮財政の折からいうふうな言葉をよくお使いになられます、緊縮財政。後ろの財政力指数、あそこへ括弧書きで、単純に言えば、財政の豊かさ、こういうふうに取っていただいていいと思います。坂町はといいますと 0.72。1 に近いほど裕福でございます、1 を超えますと、下に書いてあるとおり、普通交付税の不交付団体になります。以前は府中町、キリンビールとかございましたときの府中町、福山とか不交付団体ありましたけど、今、広島県内ではなかろうかと思えます。

下の、参考程度に江田島あたりも出してみたんですけど、財政的には裕福では、豊かさの面ではございません。0.34 でございます。坂町は 0.72。だけど、職員あたりにはしっかりと給料を出してやっている自治体でございます。これは、今、答弁いただいたように、町独自が上げるものでなく、報酬特別審議委員会、これを開かなくちゃできません。ぜひこういった表を基にしてでも考えるところがあれば、そうい

うふうな考慮して、これなら上げてやらなくちゃいうふうにお考えであればの答弁を頂きたいと思いますが、坂町は私が基金を昔、前の質問で使え使え、町民のためのお金だから、町民のために使ってやってくれ。そしたら、町長は答弁したときに、何かあったときに使う基金であるから、使うわけにはいきませんみたいな答弁を頂いた記憶がございます。その一般質問した三、四か月後に7月の大災害がございました。こういったときに基金は使うもんだと町長は思っていた。国から激甚災害指定を受けてまして、町の貯金を使うことなく直していただくように決まりました。

そして、今まさに復興を遂げた、5月ぐらいで大体終わるんじゃないかいうふうな見えますけど、そうした中では、使わなくて済んだんですから、長々となりますけど、これは私自身の資料を見てございまして、皆さんにはこれは出さなくても分かると思いますが、私たちが、私が、中議員先輩、7期、一番最古参になってまいりましたが、そのときには18名議員がいました。次の選挙で16人、次の選挙で14人、次の選挙で12人、私たちは議員自らの身を削って、緊縮財政に寄与してきたいうか、身を削ってきました。そのときに私たちは自己満足であったか、減らした、減らした。そのときに担保を何も頂いておりません。それを悔やまれてなりません。その担保というのは、私たちの身を削ったんだから、この削って浮いたお金を町民のために、子供のために、お年寄りのためにといった条件も一切出してこなかったんです。それを悔やまれて、私たちはあのときはばかだったよというふうなことを話した経緯がございます。

そういうふうにしてから、何千万、何億を我々議員は人を減らして頑張ってきました。そういったのを御考慮の上、ぜひ次の新人議員が出られる環境として、報酬を上げて、それだけが町長の答弁の中で、それだけが議員を増やす要因ではないとももちろん承知しております。しかし、それも新聞の中での77%という数字の表れには寄与できると思います。ぜひそこらあたりを考慮して、これを見ていただいて、議員さんの給料もどうかいなというふうなお考えにはならないでしょうか、どうでしょうか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、議員さんの報酬につきましては、民意を反映させるために、町のほうは特別職の報酬の審議会のほうを設置して、そこで諮っていた



だくこととなっております。

また、その内容につきましても、近隣の状況でありますとか、議員さんの方々の審議の日数であるとか、そういったいろんな項目を考慮して決定していただくということにはなろうかと思えます。

すぐに、そういった御質問があって上げることというのが、もともと目的として、議員さんの成り手不足というところで、NHKさんのほうが4年前の地方統一選挙のときに行ったアンケートによりますと、地方議員3万2千人の方のアンケートによりますと、議員報酬の引上げというのものもあるんですけども、やはり若い方の参加を促すに当たっては、子育て世帯が参加できるような環境づくりでありますとか、議員の方の仕事の周知、議員活動の周知とか、そういった理解の促進、住民の方にそういった議員さんの方のやっていること、すばらしいことを理解していただくとか、また、兼業、兼職の容認とか、またそういったこともかなり高いアンケートでは回答になっております。

そういったことも考慮して、我々のほうもどういった形が議員さんの、若手の方がなりたい、やる気のある方がどんどん坂町から出られるかというのを常に見ていきたいと思えます。

この場ですぐに上げるというのは、我々のほうはちょっと判断しかねるというか、また検討課題で、我々のほうで考えていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時11分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 議長が言われるのはよく分かります。私は広報、議会だより、広報をして、委員長を何年か務めておったときに、広報委員の人には、広報には紙面1ページの2分の1しか1議員の場所はありません。1ページの2分の1に議員がなぜこのような質問をするのか、ここが聞きたい。ですから、今、議長の発言にちょ

っと反するようで申し訳ないんですけど、私は広報するみんなに、この議会だよりは議員の議会だよりじゃないんだと。町民のための議会だよりであるから、要点を絞って、質問は2行、3行、背景は要らない。議会だよりは議員のパフォーマンスの場ではない。パフォーマンスをしたいのであれば、坂町の場合、時間制限は設けておりませんから、議会でもって、自分がなぜこの質問をするのか、どうしてほしいのかは議会で、坂町の場合、時間制限はございません。30分、1時間使おうがいいのです。パフォーマンスしたいのであれば、ぜひこの場でしっかりと自分がどのような気持ちでこの質問を出したのか、どういうふうにしてほしいのかをしっかりと口で、目で示していただきたいと常々言ってまいりました。ですから、議長が要件を絞っていうふうに言われましたけど、相反してちょっと長々とこういうものを質問、用意させていただいて、長く時間かけておりますけど、ぜひこれらを参考にするなり、役場のほうで調べるなりして、なるほどと思われたらやってほしいというふうなことをするために私はこういうものを用意したんでございます。

ですから、さっきの質問でも言いましたように、年金とか、坂町で取り扱えない部分にはあれですけど、給料、報酬については坂町独自でできることですから、それを踏まえて考えていただきたいというふうに、答弁がちょっとずれとったかないうふうなことはありましたけど、いま一度、これを踏まえての答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、町長はたまたま今は私がやっておるんでありますけれども、将来的にはまた新しい方、あるいはまた、過去にも先人もたくさんおられます。そういう方たちの名誉のためにも言わせていただきますけども、町長としての報酬につきましては、決して町長がこの金額にしてくれとか、そういうことではないわけでありまして、ちゃんとしたルールにのっとった報酬審議会のほうでいろいろなことを吟味して検討してもらった結果を答申をしてもらって、それに基づいて町長の報酬にしろ、あるいは副町長の報酬にしましてもそうですし、議会の議員さんの報酬にしましても、そういう形で一応進めてきておるということはひとつ私のほうからも申し述べておきたいというふうに思います。

それともう一点、今も大田議員のほうからそういう御質問、あるいは御意見、御指摘もございましたが、議会の中、全体でそういうことを取りまとめていただいて、町のほうにそういう御要請があれば、これは報酬審議会を開催しまして、そちらのほう

に諮問をするということはやぶさかではないというふうに思いますので、そこらも御承知おきを賜りたいと思います。

それともう一点、確かに議員さん、私も議会におりました。昭和58年から平成4年まではやっておったわけでありすけれども、私が初当選したときにはたしか18名じゃったと思うんですけれども、それから今の12名に減員をされてきておるわけがあります。

そういう中で、減員分の歳費につきましては、当然それが少なく済むわけでありすけれども、しかしながら、そういう中で、例えば循環バスを導入しましたり、あるいは、子育てに必要な経費、不妊治療、不育治療、あるいはまた、済生会病院のほうでは保育園もつくりましたりとか、あらゆる面でそういう財源を活用させていただきまして、それまでになかった住民サービス、議会からもいろいろ御要望を一般質問でも頂きました。今日もいろいろございましたけれども、そういうものに有効に活用させてもらっておるということは御承知おきを願いたいと思います。

今まで、それまではなかったことがどんどんどんどん住民サービスとしてできてきておるわけでありすんで、そういうこともよく御承知おきを願いたいというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

また、職員の給与につきましては、後で説明してください。そういうことでありすんで、いずれにしても、先ほど申しましたように、議会の皆さんの総意でそういうことであるのであれば、それを私のほうに御要請をいただければ、私のほうからは報酬審議会のほうにそれを諮問するということはやぶさかではございませんので、そこらも御承知を願いたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） 町長のほうからもありましたが、職員の給与につきましては、国が各民間企業の給与等をデータで調べて、人事院勧告に基づいて、我々のほうにそのデータというか、人事院勧告がなされて、我々はそれに基づいて給与の上げる、下げるを決めさせていただいておりますので、御承知おきください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 町長の答弁で、議会のほうでまとめていただいて、出してい

ただくのはやぶさかでないというふうな、最初の総務課長の中で、我々議員も町民の声として議員が何をしとるか分からんとかいうふうなことをいろいろ議会報告会、そういうふうなものを開いたり、そういうふうな議員が議員として仕事、議会の流れ、広報の中でもしっかりと訴えてきたところでございますが、町民の方の悪口じゃないですけど、私もよくあれして、あんたら議会だより見んのんかいの、ちゃんと書いてあるじゃろうがいうふうに私はちょっと反発して怒ったりもしましたけど、我々議員が何もしてないのではなくて、やはり議会の活動、そして、議員の成り手をどのようにしたら増やしていけるかいうふうなのを勉強していろいろやってきました。そして、我々の中で、もうここで頭打ちだと、それで行政のほうへ訴えるわけでございます。

今、やぶさかでないというふうな答弁いただいたので、私はここで身を引くあれですから、あとに残された議員の皆さん、そして、新しく入ってこられる議員の皆さんで、それらは今日のこの資料も役に立つか立たないかは知りませんが、あとは後進に考えていただくということにいたしますので、ぜひ議会の皆さんにしっかりとこのことを踏まえて出すなり、そのときには、出すか出さないかは知りませんが、町長はまだあと2年間は町長の席に座っておられますので、その先はまた出るのか出ないのか、それは今の段階では分かりませんが、ぜひそのような諮問がかかるようであれば、お考え願いたいと思いますが、それで再確認でよろしゅうございますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議会の皆さんでしっかりと議論されて、そういう御要請があれば、それは報酬審議会に諮問をしまして、適切な答申を頂ければということは間違いございませんので、そういうことをお聞きになられたんですね。そういうことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「带状疱疹ワクチンに町の助成を」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「带状疱疹ワクチンに町の助成を」の件で質問をさせていただきます。

带状疱疹は国立感染症研究所の調査によると、50歳以上から発症リスクが上昇し、70歳以上でピークに達し、80歳までに3人に1人が経験するとされております。その間、一度の発症だけでなく、再発するケースもあるとされております。

この発症予防に役立つのがワクチンですが、現在は全額自己負担の任意接種とされており、接種費用は医療機関により異なりますが、数千円から数万円かかるとされています。まずは高齢者にはワクチン接種が何よりも重要とされています。

ついては、本町の対応について伺います。

一つ目、豪雨災害やコロナ禍のストレスが患者の増加の要因とされている指摘もありますが、坂町民の直近5年間の患者数をお聞きします。

2点目、現在のワクチンは2種類あるとされ、中でも予防効果の高い不活化ワクチンが自治体の助成対象とされる例が多いとされています。2回接種で4万4千円かかるとされておられますが、本町でもこのワクチンを助成対象とすべきと思うがどうか。

3点目、助成額を1回1万円を上限に費用の2分の1まで助成する案を推奨しますが、即刻具現化を望むがどうか。その際の想定予算額は幾らか。

財源として国の地方創生臨時交付金を活用している自治体も見受けられます。本町もこの考え方を導入すべく実施すればどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「带状疱疹ワクチンに町の助成を」についてお答えをいたします。

ワクチンには定期接種と任意接種の2種類があり、定期接種のワクチンで予防する病気は感染力が強く、発病した場合の健康被害が大きくなるため、集団で予防する必要があることから、国が予防接種法に規定し、公費負担または一部負担により、市町が定期接種として実施をしております。

一方で、任意接種のワクチンにつきましては、国がそのワクチンの使用を認めているものの、予防接種法で規定されていないワクチンで、個人の判断により接種するワクチンです。

今回御質問の带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づかない任意接種に位置づけられておりますが、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において、ワクチン接種による効果や安全性等について慎重に議論されており、予防接種法に基づく定期接種としての検討が行われているところでございます。

御質問1点目の、坂町民の直近5年間の患者数につきましては、带状疱疹は感染性の疾病ではないため、医療機関から保健所等へ報告がされておられませんので、带状疱

疹にかかった人の人数は不明でございます。

御質問2点目の、带状疱疹ワクチンの「不活化ワクチン」が2回接種で4万4千円に助成をすべきと思うがどうかにつきましては、現在、国の厚生科学審議会において、定期接種化に向けての審議が行われておりますことから、今後の動向を注視し、公的な助成については検討する必要があります、現時点では助成金の対象としては考えておりません。

御質問3点目の、助成額を1回1万円を上限に2分の1まで助成した場合の想定予算額は幾らかにつきましては、接種率をインフルエンザワクチンと同等の62%とし、带状疱疹の発症率が上昇する50歳以上を対象とした場合、7,700万円、65歳以上の高齢者を対象とした場合、4,700万円の予算額となります。

御質問4点目の、財源として国の地方創生臨時交付金を活用した助成を実施してはどうかにつきましては、地方創生臨時交付金の活用につきましては、今年度は全て使途が決まっており、来年度以降の国からの交付については、現時点でその存否は分かっておりません。

住民の皆様には、今後とも、栄養バランスの取れた食生活やウォーキングなどの適度な運動を行っていただき、体調等に変化がございました場合には、早めに医療機関を受診し、早期治療を行っていただきますようお願いをいたします。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 答弁の全体の流れを見ましたら、何かもう一つ踏み込んだものがなくて、国の審議会の方向を見てからやるとか、何か地方創生臨時交付金は今年度は使途が決まってるけん、ないとか、それから5年度は国の云々の交付は現時点では分かってないとか、答弁は頂いたんですけど、今、いろいろと私がこれ趣旨としているところは、町民に寄り添った突然の病気の対応ということで、突っ込んだ形で質問しているわけですけども、担当部署の認識いうか、これはもうできません、できませんいう答弁じゃ、ちょっともう一つ納得をいけんのですけども、質問は、担当部署の認識ということでちょっと確認するんですが、これは将来的には間違いなく手を打つべきだということ、様々な情報によってあるんですけど、つまり、情報は、コロナワクチンとかインフルワクチンに次ぐ重要医療対策のワクチンだということとこれは安易に考えちゃいけんよということですよ。

それから、８０歳までに３人に１人が何回も発症して、我が坂町にあっては、コロナ禍のストレスと豪雨災害後のストレス、これが二重にあるんですよ。だからそういうようなことを踏まえながら、何か先を見た対策が必要なんだというようなことと  
ってるわけです。

ちょっと担当課長に伺いますけど、予防として、先々のこういうことをやってほしいと思うが、どう思われておりますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

带状疱疹につきましては、令和４年度、令和３年度末からやはりかなりの方が感染をしておるという状況は把握をいたしております。このような状況の中で、坂町医師会にも御相談申し上げた経緯がございます。ただ、坂町医師会の中では、この带状疱疹ワクチンの不活化ワクチン、シングリックスでございますが、これを取り扱っているところが実はございませんでした。普通のおたふくかぜのワクチンを接種するということが今年度初めの医師会へ確認した経緯でございました。

そのような中で、今現在、町内では済生会広島病院さんが昨年の９月ぐらいからこの不活化ワクチンのシングリックスを取り扱ってらっしゃると聞いてはおります。このような中で、やはりこれは２回接種をしないといけないということですね。そうなりますと４万円以上かかる。なかなか難しい。坂医師会の先生方もそういった単価の高いワクチンを打つ方が少ないので、やはり取扱いが難しいとおっしゃっている中で、町長の答弁にもございましたように、この带状疱疹につきましては本当に重要でございまして、厚生労働省の厚生科学審議会において、定期接種に向けての審議が慎重に行われているところでございます。そういったことも踏まえながら、今後の予防対策を考えていくことが必要と思います。

そして、単に補助を今年度出せばいいというものではないと思います。やはりこれを今年度だけ、来年度だけ補助をいたしましても、この带状疱疹につきましては、今後も続く、感染症ではないのですけども、疾病だと考えてはおります。こういったことをしっかり国が考えて、国がしっかり費用を負担し、定期接種化していくということが必要ということで、今、国も動いているところでございますので、喫緊に町独自としてこれを始めるということは時期尚早と考えております。

ただ、住民の皆様には、そういった症状がございましたら、やはり早期治療ですね、

これは抗ウイルス薬を投与すると治まるというふうに聞いておりますので、しっかりと受診をしていただくことのお願いと、町長の答弁にありましたように、やはりバランスの取れた栄養で適度な運動、こういったことを行いながら、ストレスをためない生活をしていただくことをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 先ほども声を大きくして申し上げましたけども、コロナ禍のストレス以外に、我が町は豪雨災害後のストレス、これがあるんですよね。これを見過ごしちゃいけないんですよね。結果として追っかけてもこれは駄目なんです。だから早目にそういう動きをかけてくれというのが、本当はこの私の本意なんですけど、今のことは、一応、ない袖は振れないというようなことを言うておられるんですけども、予算化については後から話しますけども、早めに定例接種化の必要性があるということを申し上げたいと。

ちょっと質問しますけども、ある医学書にこういうようなことを書いてあるんです。以下のように書かれています。帯状疱疹ウイルスは神経節に潜伏して、加齢や免疫の低下の乗じて常に活性化し、発症するとされている。常に神経節というんですが、いわゆる骨のほうに、神経節におると。

後遺症としては神経痛があると。目にできれば角膜炎になると。耳にできれば難聴であると。私は、うわさでは、昔の親から聞いたのは、頭の周りにできれば死に至るとも言われていると。これは根拠がどうか分かりませんが、そういうふうなことも言われている。なかなか怖い病気なんですね。

だから、まずは国がどうのこうのじゃないんじやけど、自治体の助成で受けやすくした上で、定期接種化にすべきであるというようなことがいろいろと書物にも書いてあるんですね。逆なんだけど、それを国がどうのこうのいうよりも、町民を守るためにこういうことをやるべきだと、突然の病に対してと思うんですけど、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 議員さんのおっしゃることはよく分かります。ただ、費用的に、町長の答弁にもございましたように、4千万円、5千万円、については50歳以上が対象ですので、7千万円以上かかる。こういったものを補助をするというの



は、実際には難しいところでございます。

交付金についても、もう４年度については使途が決まっております、ございません。５年度についても、まだ存否は不明でございます。

本当にお願ひしたいのは、先ほども申し上げましたように、そういった症状があった場合には、すぐ医療機関にかかっていること、また、高齢者の方につきましては、やはり地域である集いの場、そういったところにも御参加いただく中で、そういったストレスを発散する、また、老人クラブであるとか、そういった地域のスポーツ活動であるとか、そういったところに参加をし、コロナのこともですけども、少しずつ収束してまいりました。

豪雨災害後のストレス、これもございます。こちらにつきましては、しっかりと保健師のほうでそういったストレスのある方には寄り添い、御相談に応じ、また、地域包括センターとも連携した支援を行っているところでございますので、そういったところからもフォローしながら、定期接種化につきましては、これは町が決めるものではなく、国が決めていくものでございますので、その動向をしっかりと注視しながら体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） ３点目の質問です。

ちょっといろいろと答弁いただきましたことで、民生部長、担当課長を後押しすることで答弁いただきたいんですが、早めに医療機関を受診で早期治療して、これは当たり前のことです、痛いから行くよね。だけど、最終的には５０歳以上の高齢者には予防ワクチンが必要なんですよ。したがって、予算化について伺うんですが、答弁いただきましたように、５０歳以上は７，７００万円がかかるんだよと。６５歳以上になったら、高齢者４，７００万円ぐらいかかるんじゃないかと。この辺の国へのアピールもあるかもしれんけど、町としてまずは入り口、６５歳以上の高齢者４，７００万円、この辺は手の届く範囲じゃないかと思うんですが、その辺はどんな感じですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

先ほどから担当課長が申し上げておりますように、お金がどうこうというよりも、手に届くとか届かないじゃなくて、今現在、国のほうで、答弁のほうにもありました

ように、科学審議会においてどのようにするべきかという方法を、今、考えておるということでありまして、この带状疱疹につきましては、確かに町民の方から聞いたりもしまして、他の自治体等も調べたこともございます。

いずれにしても、国のほうが、今、どうしても打たんといけん、感染の可能性があるコロナみたいなもんでもないしいうようなことで、どのようにすればよいかというのを、今、研究をされておりますので、やはり今は時期尚早といいますか、その結果を踏まえて、町でまた判断すればよいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 時期尚早とかいうような言葉を使ってもらいたくないんよね。

ちょっと入ったら、先々、走ってるところがあるということで、地方創生臨時交付金を活用してる自治体のことをちょっと触れますと、先々、走ってるんですよ。ここがたしか私が調べた範囲では、埼玉県的美里町いうところですけども、既に7月から助成事業をスタートしていると聞いてるんです。これが自治体の町民を心配する本当の施策ではないかと思うんですが、目先の利いた、早う言ったら、臨時交付金を使えるんじゃないけん、コロナの感染するいわゆる病気として、そういうふうなことの目先が利いてる事例だと思うんですが、この辺の考え方いうのも、先々捉えながらやっていかないと、時期が遅いとか早いとかじゃないと思うんですよ。その辺はどういうふうなお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

私もいろいろな自治体を調査してみました。やはりそういった交付金を使わずに助成されているところもありましたが、そのような中で、各自治体の固有名詞は申し上げられませんが、令和4年度の4月からこの带状疱疹ワクチンの予防接種の助成を始めたところがあるんですが、結局は予算が足りなくなって、9月にはもうやめたというところもございます。こういったことは住民に平等ではないと。やり始めれば、やはりずっとやっていくというのがユニバーサルサービスであり、住民に対して平等なサービスになると考えてはおります。

こういった自治体もあることから、やはり慎重に考えることが必要ということを何度も申し上げております。定期接種化になれば、ワクチン自体の単価も下がってまい

りますでしょうし、また、打ちやすい環境も出てまいります。そのような中で、坂町が定期接種として取り入れ、また、それを一部負担金を頂くのか、全額公費で賄うのかということもしっかりと考えながら実施していくべきものと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問になります。

これ、大きいニュースが後から飛び込んできた、助成金の活用の話ですけども、東京都が10月から市町村に対し実施してるということで、これ、そこら中どうのこのじゃ、東京都の傘下の市区町村に2分の1を補助する。それは50歳以上を対象に、令和5年度から、不活化ワクチンですから、2万円ぐらいですか、それをするということも発表になってるんですよ、東京都が傘下の市区町村に対して。これは10月から既に実施しながら、令和5年度も継続するよいうてるんです。だから金があるけんええよねいうような表現じゃさらさらないんですよ、これ。だから都民の病気のことを考えながら、突然起こってくるものを考えながらやってきてるということで、これは今の一つの町の事例とか、東京都のやるという事例というのは先行指標ですから、やはり大いに無視するんじゃなくて、この今の定例化、ワクチンの助成、定期接種化いうんですか、これが全国的に進んでいくということが目に見えてるんですよ。だから情報的には何しろ遅いですよ。こういうようなことをどんどんどんどん町民に対してやってもらいたいと思うんですよ。予算ではないですよ。予算ではないいう表現はいけません。東京都は金持ちかどうか知りませんが、町民ことを、都民のことを考えての施策なんで、その辺を十分に参考にして対応願いたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

お金じゃないとは言われましても、先ほども申しましたが、一旦、助成をいたしますと、これは継続した助成が必要でございます。そういった長い目で、皆さんがずっと平等にそういったことを受けられる体制を考えるのが行政でございます。

带状疱疹につきましては、本当に罹患された方の痛みとか、後遺症ということもしっかりと理解してはおります。国がこれを定期接種化していくというのも、やはりそういうことがあるがゆえに、定期接種化に向けて慎重な議論がなされているところ

でございます。

早急にその対応をとということでございますが、やはり私たちに今できること、こういったことにつきましては、やはりストレスをためないようにしていただくことを啓発していく。もし何か体調に変化があったときには、やはりすぐに医療機関を受診していただく。当たり前のことだと議員さんもおっしゃいましたが、それはそういうことでございます。やはり早期発見、早期治療が軽度で済む、早く治るということにつながりますので、そういったことを町民の皆様には私たちが啓発をし、町民の皆様の御協力を得ながら、定期接種化になるまでの間を乗り切ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とさせていただきます。

（休憩 午前 1 時 5 7 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2 番安竹 正議員から「太陽光発電設備の導入を促進しては」について質問願います。

安竹議員。

○2 番（安竹 正議員） 「太陽光発電設備の導入を促進しては」の件についてお伺いいたします。

近年、地球温暖化が心配され、二酸化炭素の排出削減が叫ばれている中、また、原油の高騰などにより電気料金が値上がりし、再生可能エネルギーへの関心がますます高まっております。

昨年 10 月、政府は総発電量に占める太陽光発電量の割合を 2020 年の 7.9 % から 2030 年には倍の 14 から 16 % まで引き上げる第 6 次エネルギー基本計画を閣議決定しました。

普及を促すため、各自治体においても太陽光パネルを設置する住宅や建物に対して、設置費用の補助などの支援策を講じているところもあります。坂町でも既に公共施設

の一部に太陽光パネルを設置したところもありますが、さらに町営・町有住宅等の屋上を利用し、太陽光パネルの増設を図ってはいかがでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「太陽光発電設備の導入を促進しては」の件についてお答えをいたします。

地球温暖化は気象災害の激甚化・頻発化の一因となっているだけでなく、感染症リスクの拡大や生物多様性の喪失など、様々な分野で影響を及ぼす重要な環境問題とされております。

政府は、パリ協定における温室効果ガスの排出目標を2030年度に46%削減（2013年度比）とし、この目標に向けて再生可能エネルギーの主力電源化に取り組み、電源構成比36%から38%、このうち太陽光発電は14%から16%を目指すとするエネルギー基本計画を閣議決定をしました。

本町におきましては、平成21年から平成23年にかけて環境省が実施をいたしました地域グリーンニューディール基金事業を活用した広島県住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金を導入し、太陽光発電の普及促進に取り組み、一定の成果があったところでございます。

また、同年度に地球温暖化防止等に対する環境教材として町内全ての小学校に太陽光発電システムを導入したほか、平成27年度にはS u n s t a r H a l l に太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、防災拠点としての機能を強化するとともに、環境負荷の低減を図ってまいりました。

御質問の、町営・町有住宅等に太陽光パネルの増設を図ってはいかがにかにつきましては、平成26年度に町の財源とすべく、売電目的として公共施設21施設を対象に、屋上部分の貸与による太陽光発電システムの導入について検討したところ、施設の構造や防水面及び採算性などを考慮した結果、実施を見送った経緯がございます。

これらを踏まえ、平成26年度以降に整備いたしました町営・町有住宅への太陽光発電システムの導入可否について検討いたしましたところ、前回と同様に、施設の構造や防水面及び採算性などで課題があることから、導入は難しいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 昨日の町長の施政方針の中に、地球温暖化に対して照明器具のＬＥＤ化とか、防災拠点として太陽光発電及び蓄電池を備えた拠点づくり、そういったものが述べられておりました。その中で、二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化防止対策を推進すると述べておられました。その具体的な対策はどんなものでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 具体的に言いますと、まず、S u n s t a r H a l l に太陽光パネル並びに蓄電池をつけたこと、そして、庁舎内のＬＥＤ、また、町民ひろば、各小中学校のＬＥＤ化で二酸化炭素の削減に努めております。また、町内の外灯にもＬＥＤ化を進めて、温室効果ガスの削減に努めております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） これ、今、言われたのは承知しております。今後の具体的な対策はどんなものがあるのかちょっとお伺いしたいということで、最初の質問をさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、答弁をさせていただきました施設については、構造とかいろいろな問題で難しいというような結論になったわけですが、今後、新たに建設をする公共施設、あるいは町内の、今、申しましたけども、照明等もそうでもございますけれども、可能な限り、そういう太陽光を活用して電源を確保するようなことは具体的にあれこれということは、今、申すことはできませんけども、可能な限りそういう方向に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） さきの中国新聞だったと思うんですが、福山市では温室効果ガスの排出削減を進める国の動きに呼応して、23年度予算に太陽光発電設備の導入制度の創設方針を打ち出していると。財源として地域の脱炭素化を後押しをする国の交付金で賄う予定であるというふうに新聞には載っておりました。こういった交付金を利用して、今後、民間の住宅にも補助を出すようなことは検討されておりますか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 福山市さんが取り組んでいるのは大規模なことでございますけども、坂町としましては、平成21年から23年度にかけまして、一般住宅に補助を出して、それで終わっております。これからは、今のところ、予定はございません。また国の動向を注視して、検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） こういった交付金があるということで、民間にもそういった補助を出すということで理解しております。

民間の不動産会社、そういったところと提携をされて、今後、坂町としてもどんどん二酸化炭素排出量の低減に努力していただきたいと思うんですが、そういった民間の住宅会社との提携とかいうのは考えておられますか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 民間との提携ですけども、現在、まだ考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） そういうことで、最後になりますけども、どんどんこういった二酸化炭素排出削減を進める意味で、どんどんこれからも心がけて努力していただきたいと思うんですが、最後に町長、一言お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、そういうふうな方向性に進めていかなければならないというふうには思っておりますので、また、国の制度上の動向とか、そういうこと、あるいはまた、民間の住宅メーカーにおきましても、太陽光発電を導入すれば、税制面とかいろいろな面で利点があるということで、そういうことを実施しておる民間事業者もおられるようでございますので、そういうこともしっかりと踏まえて、今後、どうあるべきかいうことを、先ほど申しましたように、国の動向等、あるいは広島県の動向等も確認しながら取り組んでいければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂の地域活性化

にワークショップの開催を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂の地域活性化にワークショップの開催を」の件について御質問します。

ベイサイドビーチ坂が西日本一のビーチとして1,200メートルが全面オープンして15年、みなとオアシスに本登録して10年が経過しています。

このたび、にぎわい創出のため、町が5億3千万円余りをかけて建設した待望の物販飲食施設として、アウトドア用品大手のモンベルとレストランとハンバーガーのスタックがテナント出店し、この4月1日にオープンします。年間を通じてのにぎわい創出が大いに期待されます。

また、特産品とベイサイドビーチ坂のにぎわい創出のため、地域おこし協力隊を導入し、斬新な視点で取り組みたいとのことです。さらなるにぎわい創出と地域活性化のための坂町シンボル施設として町ぐるみで取り組み、充実を図ることが重要です。協力隊の指導の下、住民（町内通勤・通学者・若者・女性を含む）・商工業者・水産業者などでチーム坂町を結成し、ワークショップを開催してはいかがでしょうか。

ビーチのさらなるにぎわい創出と地域活性化のためのキャンプ場（オートキャンプ、デイキャンプなど）、地元物産館（周辺市町を含む）、美しい夕陽をテーマにした施設などの整備やイベントなどを企画・開発してはいかがでしょうか。町当局の今後の取組をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂の地域活性化にワークショップの開催を」の件についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂において、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図ることを目的に整備を進めてまいりました物販飲食施設につきましては、現在、株式会社モンベルと株式会社スタックの入居テナントが内装の整備や商品搬入などを進めており、来月の4月1日にオープンする運びとなっております。

これまで西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂は海水浴やビーチスポーツなどで町内外の方々に御利用いただいておりますが、施設オープン以降はシーカヤックなどのマリンスポーツや背後地でのトレッキングなどのレジャーも楽しんでいただき、さらに、特産品やグッズ販売による町の魅力発信や、施設内に整備をしたテ



レワークスペースを活用した新たな働き方の提供など、本町を象徴する施設として、海・山・ビーチを活用したアウトドアのメッカとなるよう発展させてまいりたいと考えております。

御質問1点目の、チーム坂町を結成し、ワークショップを開催してはについてでございますが、ベイサイドビーチ坂におきまして、物販飲食施設を活用し、さらなる発展を遂げていくには、行政だけでは困難であることから、民間の力を最大限活用していく必要があると認識をいたしており、このため、これまで国内の様々な地域で成果を上げております国の地域活性化制度である地域おこし協力隊を導入することとし、来年度当初予算に必要経費を計上したところでございます。

こうしたことから、まずは地域おこし協力隊主導の下、様々な取組について企画検討が進んでいく中で、御提案をいただきましたワークショップにつきましても、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、キャンプ場、地元物産館、夕陽をテーマにした施設などの整備やイベントなどを企画・開発してはについてでございますが、来年度から導入いたします地域おこし協力隊には、新しい特産品の開発、カキ小屋、特産品販売所、キャンプ場等の計画・立ち上げなども業務として委嘱するものでございます。

今後、協力隊における取組が進む中で、議員御提案の企画を含め、様々な企画内容の検討が進み、ベイサイドビーチ坂がさらに発展していくために必要な機能やイベントについて整理をしていきたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） ワークショップの開催については検討されるということなんですが、地域おこし協力隊の応募をしとるわけですが、あれは3月末じゃったんですかね、3月末までの予定ですかね、違うんですかね。これは見通しとしてはどうなんかということと、地域おこし協力隊、ベイサイドビーチと空き家対策ということで、それぞれ1名ということなんですが、やっぱり地域おこし協力隊が1人来たけえいうて、全てのものができるとは限らんので、やっぱりそれを応援する町内の組織いうものが必要なんじゃないか思うんですよね。例えば特産品を開発するにしても、特産品を例えば誰かがつくって、試作してというようなことも必要じゃし、やっぱりそういうものも必要なんで、地域おこし協力隊の応援組織というようなものは考えておられます

かね。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては既に応募がありまして、現在、面接を終わっているような状況でございます。

これから採用について町のほうで検討していくわけですが、その採用が決まれば、その方とまた今後打合せして、その方の意向もあろうかと思しますので、今後、議員さんが言われた応援する組織ですね、その辺も地域おこし協力隊が決まる前から、なかなかそういうのは難しいかと思しますので、その方と一緒に、今後の在り方について検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） いろんな可能性があるベイサイドビーチですよ。ほいじゃけん、やり方によっては、いわゆる坂町のシンボル施設として広島県を代表するような施設になってくる可能性があるわけで、そういう中で、いろんな人の意見を聞きながら取り組んでいくということが必要じゃろうと思うんですが、ただ、このたびの物販施設を町が建設して、テナントとして貸すということで、町の施設を設置とか、整備計画によると、それぞれモンベルとスタックが月額11万円賃料を払うという、それがこのベイサイドビーチに対する町の収入ですよ。結局、地元の業者というか、地域の活性化ということにはあんまりつながらんのではないかい気がするんですよ。

昨日の説明では、また町長も今後のことについてはいろいろ検討するということだったんですけども、やっぱり地元のための施設というか、例えば、今、特産品のコーナーがスタックに少しあるんですけども、もう少しそれを拡大して、例えば安芸郡4町の特産品とか、県内の特産品を扱っていくとか、あるいは、いろいろとそれ以外にイベントのできるようなスペースをつくるような施設を整備していく必要があるんじゃないかと。それは、多分、5億何ぼもかけんでもできるんじゃないか思うんですけども、ここへカキ小屋とかいうものも出ておりましたけども、そういうものの必要があるんじゃないか思うんですが、ここの計画については、今の地域おこし協力隊と協議しながら計画を進めていくということなんですかね。

○議長（川本英輔議員） 車地部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

4月1日ににぎわい創出施設として物販飲食施設がオープンしますけども、活性化にそれだけではというお話がありましたけども、この施設が町のシンボリックな施設となり、できることによって、町内外に注目を浴びるのではないかということは確信しております。

今後の展開につきましては、町長の答弁の中にもありますけども、また以前の議員さんからの一般質問にもございましたけども、今後、そういった地元の特産品を売る、例えば農作物とかそういったものも、今後、考えていくということも町長述べておりますので、それはまた地域おこし協力隊といろいろな知恵を出し合って、やっぱり行政だけではなかなか難しい面もありますので、そういった民間の活力を活用といいますか、そういったお知恵を借りながら、今後の発展のために検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今後の新しい坂町のまちづくりの中での一つのシンボリックな施設として、やっぱり町としては、管轄は産業建設いうふうには聞いておるんじゃないけども、やっぱり担当係を専門的につける必要があるんじゃないか。その地域おこし協力隊は協力隊として、庁舎内にそういう係を設ける必要があるんじゃないかと思うんですね。そこが窓口になって、いろんな企画をしたりとか、企画する情報を集めたりするようなことが必要じゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（川本英輔議員） 車地部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

限られた人数の中で仕事をしていく中で、専門の係というのはなかなか難しいかと思うんですが、ワークショップ等お話もありましたけども、以前、ワークショップ、平成27年ですか、やったときには、まち・ひと・しごと総合戦略の関係でしましたので、企画係のほうが事務局となってやっております。現在、特産品等は産業係がしておりますけども、産業建設課の産業係、また、企画財政課の企画係と庁舎内、大きな市のみたいな組織ではありませんので、協力し合って、今後、進めていこうとしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 8 番瀧野純敏議員から「町内高齢者の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8 番（瀧野純敏議員） 「町内高齢者の現状を聞く」の件で質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症がこの3年間で合わせて8回の感染拡大の波を経験し、国内では感染者数が3,100万人を超え、死者数も6万人を超えており、とりわけ高齢者の死者数が非常に多く、大変厳しい感染状況になっている。

このような中、町内約3,800人強の高齢者に対して町はどのような感染対策を講じてきたのか、また、今後の予防策についてはどうか。

町では高齢者に対し、第9期高齢者保健福祉計画や第8期介護保険事業計画などを策定し、推進しているが、全ての高齢者の方々に届いているのか。

各地区においては、狭隘な道路や傾斜が急なため、車両の通行が困難な地区の住民の高齢化が急激に進んでいるのが現状である。道路事情が悪く、外出するのもおぼつかないのが現状であります。

全ての高齢者が安全で安心して暮らせる町であるべきと考えるが、町当局の考えを伺う。

（1）町内の75歳以上の今後の人口動向は把握しているのか。

（2）高齢者へのコロナやインフルエンザなどの予防支援は。

（3）高齢者の憩いの場を提供する考えは。

（4）高齢者が不自由なく外出、行動できる施策の考えは。

以上

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内高齢者の現状を聞く」についてお答えをいたします。

本町では、高齢者の皆様の御意見を反映した高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまちさか」を基本理念とし、高齢者福祉の推進及び介護保険事業を推進しております。

御質問1点目の、町内の75歳以上の今後の人口の動向は把握しているかにつきましては、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっておりますが、平成28年から令和4年までの5年間で65歳以上の高齢者人口は3,837人から3,808人、高齢化率

は29.4%から29.7%とほぼ横ばいの状況でございますが、団塊の世代を中心に、75歳以上の人口は1,873人から2,118人となっており、総人口に占める割合が14.5%から16.5%に増加している状況でございます。

さらに団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年の75歳以上の人口は2,412人、総人口に占める割合は18.9%となる見込みであります。

御質問2点目の、高齢者へのコロナやインフルエンザなどの予防支援はにつきましては、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、全世帯へのマスク、手指消毒液の配布や広報さか、行政防災無線を活用した感染予防対策の啓発活動を実施するとともに、特に感染による重症化予防の観点から、高齢者への優先接種を実施し、接種予約日の2日前には高齢者一人一人に接種日や持参物などの確認を電話で行い、接種を御希望される高齢者に確実に接種していただけるよう、きめ細やかな対応を行ってまいりました。

また、インフルエンザの予防支援対策といたしましては、新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されました令和2年度及び令和4年度に、ワクチンが接種しやすい環境整備のために、65歳以上の高齢者等へのワクチンの無料接種を実施してきたところでございます。

御質問3点目の、高齢者の憩いの場を提供する考えはにつきましては、今期の介護保険事業計画策定時に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、地域活動への参加状況については、スポーツ関係のグループやクラブ、収入のある仕事、趣味関係のグループに半数以上が参加され、地域活動への参加の意向についても、半数の人が参加に高い意欲を持っています。

この状況を踏まえ、本町では坂町社会福祉協議会と連携し、継続して老人クラブやふれあいサロンの支援を行い、地域の集いの場については、皆様が地域の実情に応じた活動ができるよう、保健師、生活支援コーディネーターなどの専門職が健康や栄養などの講座を行っており、生涯スポーツの推進につきましても、生涯学習課と連携をし、スポーツ推進員による軽スポーツ教室を開催するなど、それぞれの実情に応じた憩いの場になるよう取り組んでいるところでございます。

御質問4点目の、高齢者が不自由なく外出、行動できる施策の考えはにつきましては、道路事情等により外出が困難な高齢者につきましては、坂町社会福祉協議会の有償ボランティアによる外出支援の御利用や、介護タクシーで外出される方がおられる

状況であります。

今後はこのようなサービスに加え、地域で支え合う仕組みの構築が必要であると考えており、行政と地域包括支援センター、各関係機関が一体となり、住民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに町長からはっきりこれだけ、本当を言えば何も言わなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、第一に、この中で坂町に5,760の世帯があるんですね。その中で、1世帯が2,162、2世帯住宅が1,618、これだけあるんですね。その大方が高齢者。そうすれば、町長が確かに把握しとるいうけど、その中でまだ町内の高齢者の中の障害者が138世帯あるんです、その中で。そうすれば、この方らがみんながほいじゃあ楽をしとるか、そうじゃないんですよ。町長のさっきの答弁によると50%、70%いうけど、実質的に、今、町内で病院に入っとる人、高齢者で、それから施設、ホームへ入っとる人がそのとおりにはおらんのです。大体千人以下、八百何人なんです。それで障害者を入れても千ちょっと。あとの2,800は何しよるか。僕が言うのは、その3,800のうちで、あとの本当元気ですよ。ただ、町長、何度も申しとると思うんじゃけど、みんなプライドがあるんですね。どうしてかいうたら、この日本をつくったのは自分らなんですよ。今でこそ、代議士が偉そうなこと言っても、一生懸命になってためて、本当に今の70代、80代、90、100もおったですよ。だけど今現在おられる高齢者が、これがもう5年すれば、確かに25年には増えて、物すごく増えます。26年、7年過ぎたら今度は下がります。だけど、これだけの中で、なぜこの人たちに目を向けてやらんか。教えましょうか。見てみなさいよ、後期高齢者、この間も言っていましたけど、後期高齢者医療なんかにも考えても、皆、金取ろうですよ。ほいじゃあ欧州の諸国へ行ってみなさいや。若いときの税金は高いけど、終わった後は、今のクイーンエリザベスとか船で回る高齢者、どこがおるんですか。日本は何ぼもおらんですよ。それこそ年収にしたら、2千万、3千万あって来ます。だけどあの辺は医療費がただ、車代がただ、年金は減らん。日本はどうですか。年金は高い人は上げて、ほんまに医療費も上げて、このたびなんかどんどんどんどん上げてくるでしょ。それからおたくらも一緒よ。高齢者は年金というのは大体言えば、物価上昇で上がるようになってとるんです。それでおとし上がり

ましたよね、0.06。だけどそれよりはるかに高齢者の医療費、一般高齢者の医療費、ましてや後期高齢者の医療費なんかは私から言わせたら鬼です。自分ら、町長、あなたも行く道ですよ。その辺を町長はどう考えとるのか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることは大体分かります。町でできることは、国が定めたルールにのっとって一生懸命やらせてもらっております。今の議員さんの議論は、国会の議論のような感じがしたんですよね。なかなかそういうちょっとハイレベルの議論に私のような立場の人間があれこれと答弁させてもらうのは、ちょっと失礼なのかないうような感じがしておりまして、とにかく今は答弁でも申しましたように、関係部門が一体となって、国の施策を、あるいは県の施策をしっかりと吸収しながら、高齢者対策に取り組んでおるとというのが現状でありますので、それ以上のことはちょっと私も申すことはできませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それで、今の感染症の件なんですけど、これで確かに、町長、僕もみんなに言うて歩いたんですが、坂町が一番ですよ。本当に感染症に対するコロナワクチンの打つ回数にしても早いし、それから、町内の高齢者の方にしても、あれだけ急いで打っていく。ましてや、このたびのインフルエンザもそのとおり。それは確かに認めます。

だけど、ほいじゃあいうて、やっぱりその中で行っていない人もおるんですね。確かにあります。だけど、やはりその中で確かに坂町がやっておることはよかった。でも、これから先も、ほいじゃあ僕から言うても、おたくらが大体言わにゃいけないのじゃけど、秋口、この年いっぱいには、2023年以内には、コロナワクチン2回、インフルエンザも打つという国が言いよりますね。だからそれをやれば、こんな問題は任せとけばいいじゃないかいうけど、たまたま僕が高齢者の上のほうへ行きましたんで、そうしてみたら、やはり僕が町内うろうろ歩いてみるのにね、本当に元気ですよ。確かに高齢者にしても障害者にしても三十何人しかおらん。それから一般高齢者のうちでも千人はおらん中でも、あとのその中で、本当に、それで町長、今、言うように、いろんな方面に手を出してしてますね、老人ホームにしても老人会にしても。でもこれもわずかなんですよ。

それで、何が分かるかいうたら、フジ、それからサティー、あれらに行ってみなさ

いね。あっこで座っておるのは大方高齢者ですね。だけどそれしちやいけんように、町長、坂町の町民だけは何とかならんかいうことは、今で言うその公園、あっちの今度できるベイサイドビーチ坂を見ても、屋根のあるようなところ、憩いの場所を1個造って、そこで楽ができませんじゃろうか。

そうすれば、今のワクチンの分は今まででやっていいけど、そのような考えはないか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 最後のところでベイサイドビーチのところが出ましたが、ちょっと私のほうではベイサイドビーチのほうはお答えしかねます。

高齢者の憩いの場、元気な方に支援が行き届いてないということを議員さんおっしゃっておられると思います。やはり3,800人いらっしゃる中で、在宅で元気で生活されてるお独り暮らしの方、多くいらっしゃいます。この方々につきましては、地域包括支援センターがやはり訪問をいたしまして、健康状態でございますとか、お困り事がないとか、そういったことも伺って回っております。さらには、生活支援コーディネーターのほう地域が集いの場ですね、そういったところをこれからもまた開拓していくということで、行政と一体となって、そういった地域の近くでやはり皆さんが集まって、ストレスためないように、何かを話をしたりとか、将棋をしたりとか、趣味を行ったりとかという場所を、そういったところを私たちがつくるのではなくて、皆様と一緒につくって、皆様の地域の実情に合ったもので行っていくということが非常に大切であると考えてはおります。

ワクチンにつきましても、まだ現在はっきりとは実は決まってはおりませんが、国がもうやるよといった場合には、すぐできる体制を現在整えておりまして、国がこの3月の上旬、今月上旬には、このワクチン接種につきましても方向性を示すといっておりますので、そういった準備をしっかりと進めているところでございます。高齢者のみならず、住民の皆様の健康を第一と考え、頑張ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その中で、私が言いたいのは、若者が入ってくれるのはいいんですよ、その代わり、第一、年寄りを大事にすれば、自分ら後するんだからよかつ



た、ここへ住んでよかったというのは子供はいいですよ、子供は入れていい。だけど、一緒に入ってみた親が近居におったり、そうやっておる方が、うわっ、坂は言われるよりは、いつかは誰もいくんですから、１００いくのはめったにおらん、みんないくんです。そしたら、坂に住んでよかった、私のやつはこれなんです。僕らは坂におってよかった。坂へおったら楽しよる。金を使わんでも自由にしよる。それも１万３千弱の町ですから、町長がいつも言うキラリと光る町。だったら、僕が言うのに、僕らがあと５年、ああ楽したいぐらいの、僕に言うちゃ悪いけど、それぐらいの町にしてもらいたいんですよ。

そうすれば、町に今度は若者も入ってくる。うちのおじいちゃん、おばあちゃんは、ええよ、坂へ来てみんない言われたら入る。それをできないかいうことを聞きよる。その辺を町長。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 先ほどの私の答弁にありましたように、やはり地域に出て行って、皆様のお話を聞くというのが大事だと思います。その中で、議員さんがおっしゃったように、高齢者の方の御意見だけではなく、若者も入って、若者世代、若年層世代も入って、その地域の高齢者の方から若者までが全て入って、いろんなことを話し合っていく、地域課題を抽出して、それを解決していく、そうすることで、その地域がよりよく魅力的になってくると考えております。そういったことを来年度から、実は４年度も実際は行いたかったのですが、コロナの関係でなかなか地域に出ていけないということが実情ございましたので、こういったことで地域に出ていき、皆様のお話を聞く。そのお話は住民の年齢を問わず伺っていく。保育園でございますとか、小学校、中学校でございますとか、そういうＰＴＡとかＰＴＣの中でお話も伺うこともできましょうし、また、さらには老人クラブの中に入っていくことも、それも可能でございますので、そういったことをしっかり聞きながら、行政を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○８番（瀧野純敏議員） 確かにそうやって言われれば、そのとおりでございますけど、まずあとは、僕の言いたいのは、最後に、坂町道路、狭隘な道路もある、急なところもたくさんある。だけど、前回の言うたように、まだ開渠の溝があるような古い考えの町です、はっきり言って。だけど、これに手すりをつけたり、本当に道路の拡幅が

狭いところはできんかも分かん。だけど、あそこの手すりを全部つけとは言いませんよ。町内、上条にしても、西側にしても、病院、ここが要る、中村のここ、その辺が、これだけ103人おるんだから、うろうろ歩いてみても、私が1人で歩いても分かるんです。言え言えばどこそこ言いますけど、そうじゃなくて、その道路に1本手すり。町の狭い道路に全部をつけとは言いません。メイン道路いうよりは、老人らが通る、高齢者が通る、そこへは手すりぐらいはつくぐらい、それと、今、言うように、道路の拡幅の中で、溝の蓋をすとかいう、やはりこの面ももう一度考え直してやってもらいたいと思うんじゃが、その辺はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

各地域からいろいろ要望が出てまいりましたところにつきましては、この要望を踏まえて、速やかに手すり等も設置させていただいておりますし、御意見を頂ければ、また調査をした上で考えていきたいと思っております。

町道の拡幅につきましても、例えば家が建て替えのときなど、セットバックをしていただいたところを町で買わせていただいたり、あるいは都市防災推進事業で避難路として、一気にはできませんけども、できるところから、広げられるところは広げていっているということで道路行政も進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番向田清一議員から「坂町の小児科、産婦人科などの誘致について」質問願ひます。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 「坂町の小児科、産婦人科などの誘致について」お伺ひします。

坂町には、以前、済生会病院にあった小児科が休診となり、町内には小児科がありません。新型コロナウイルスの蔓延で、町内の内科は、子供が熱などの症状では見てくれなくて、毎回、町外の病院に通っていると言われてひます。

また、保育所でも、体調が万全でなさそうだと、病院に行つて診てくださひと指示があります。その都度、町外の小児科に通っていると言われてひます。

また、小屋浦地区の診療所が閉鎖され、長い間、不便を強いられてひますが、この

状況を一刻も早く改善してもらう必要があります。

また、産婦人科等も治療するところがありません。

下記の点についてお伺いいたします。

このような状況をどのように把握され、改善対策はどのようになっていますか。

開業医の誘致や、以前、済生会にあった小児科の医師の常駐要請がどうしても必要と思われていますが、どのように対策を実施し、計画は。

医者が開業しやすいように助成制度の導入、経営資金の助成、有利な貸付け等が必要と思われていますが、対策は。

小屋浦で居住されていたお医者さんがいなくなった状況、医療機関との綿密な連携が今後重要となってくると思いますが、対応は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町の小児科、産婦人科などの誘致について」の件についてお答えをいたします。

現在、本町には23の診療科がある済生会広島病院をはじめ、内科が4医療機関、耳鼻咽喉科と整形外科が各1医療機関、歯科が3医療機関あり、地域医療に貢献いただいているところでございます。

御質問1点目の、このような状況をどのように把握し、改善対策はどのようになっているのか、また、御質問2点目の、開業医の誘致や、以前、済生会にあった小児科の医師常駐への対策実施と計画はにつきましては、以前より町内の医療機関では、幼児の内科的な診察や予防接種について対応していただいている状況でございます。

しかし、コロナ禍以降の感染が懸念される発熱等につきましては、小児医療に対する専門性も必要となることから、町内の医療機関のみならず、県内の医療機関においても、一定年齢以下の子供については、専門の小児科へ受診をお願いしている状況であると認識しております。

こうしたことから、本町におきましては、令和2年4月から休診となっております済生会広島病院に対し、診療の再開及び常駐の小児科医の確保についてこれまでも要請をしているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

御質問3点目の、医者が開業しやすいように助成制度の導入、経営資金の助成、有利な貸付けが必要と思われるにつきましては、医療機関の開業に向けては、まず医療

に携わる人材の確保が必要でございますが、広島県内の医師数は小児科医、産婦人科医ともに全国値を下回っていることや、中堅となる40歳以上の医師が少ない状況であり、現在、広島県地域保健対策協議会において、人材の育成及び確保、医療の質の向上について、協議、検討されているところでございます。

このような人材不足の中で、開業する医師の確保は難しい状況であり、また、継続した支援に必要な財源の確保も困難であることから、助成制度の導入や経営資金の助成、有利な貸付けにつきましては考えておりません。

御質問4点目の、小屋浦で開業されていた医師がいなくなる状況、医療機関との綿密な連携が今後重要となってくると思うが、どうかにつきましては、坂医師会が開催している定例会に必要に応じて保険健康課職員が参加し、情報の共有を行い、地域医療に協力をいただいているところでございます。

また、小屋浦地区の医療機関につきましては、平成30年に済生会広島病院及び広島県医師会に対し、たかね荘こやうら内に診療所の開設をお願いした経緯がございますが、小規模特別養護老人ホームの中に、一般向けの診療所の開設につきましては、制度上、開設できない旨の回答を得ているところでございます。

いずれにいたしましても、小児科不在や小屋浦地区の医療体制につきましても、引き続き課題として捉え、住民の皆様の御意見を伺いながら、総合的に整理してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 一定年齢以下の子供については、専門の小児科へ受診をお願いしている状況ですということなのですが、アンケートを取って見たら、小児科がなくて、子育て世帯が非常に困っている状況の方が14.3%の方が何とかしてほしいと言ってます。坂町で比較すると、千人を超える児童がいますから、3桁の子供さんがいらっしゃるんじゃないかと思います。

坂町で再度詳細を調べ、現状を認識してもらいたいということでアンケートを紹介してみます。

小児科が欲しいです。数年前まで済生会に小児科がありましたが、なくなってしまい、市内まで通っています。コロナのせいで町内の内科は熱などの症状では診てくれなくなってしまい、毎回、市内まで行かなければならないので負担になります。もう

一点、小児科がないので、宇品や向洋まで行っています。とても不便です。次に、坂町に引っ越しして来て感じたことは、子供が多い町なのに小児科が町内にないことです。また、産婦人科も海田まで行かないといけないので、町内にあればと思った。坂町には小児専門の病院がないため不便。海田のほうまで出ないといけない。小児科が町内にないことです。保育園等では子供の体調が万全でなさそうだと、病院に行ってみてくださいと指示がありますが、毎回、町外の小児科に通うのが大変です。この状況をどのように思われるか回答ください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

町内に小児科があればいい、婦人科があればいい、皮膚科があればいいというのは、それは当然のことではないかと思います。やはり身近にあると、すぐ行けるというのは、それは必要なことではあると思いますが、安芸地区医師会管内になるのですが、坂町は、この安芸地区医師会管内に小児科は七つございます。また、府中まで参りますと、マツダ病院、あの中には小児科がございまして、あそこは入院もできると確認をいたしております。

人口的に見ましても、安芸地区管内の15歳未満の子供は1万7千人程度でございます。それで7医療機関あるということでございます。不便だというふうにおっしゃるのは当然分かりますが、ただ、今の保護者さんは車の運転もされます。マツダ病院等であれば、JRでも行けます。海田にある小児科についてもJRで行くことはできるというふうには理解はしております。

今、発熱等があると診てもらえないということもございましたが、これにつきましては、新型コロナウイルスの医師のガイドラインの中に明記がございます。やはりコロナのワクチン接種につきましても、そういった診療につきましても、小児科専門医でというふうに書かれておりますので、そういったことから、医療機関も発熱等があった場合、このコロナ禍ではちょっと受け付けられないと。それ以前には受け付けてらっしゃったと思うんです。受診をちゃんとできて、お薬の処方もできてたとは思いますが。このコロナ禍であるがゆえに受け付けていただけなかったということがあることをまず御理解をいただきたいと思います。

坂町につきましても、その小児科のことですけど、済生会広島病院に要望は引き続き行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 今、言われました済生会病院に小児科の確保、これまでも要望しているところでもあります。今後も引き続き要望しますと言われましたが、私も済生会に行って聞いてみたんですが、先ほども言われましたが、休診になったのは令和2年で、前年度に検討会議を持って社内の打ち合わせをしましたと。一つは、外来客が年間8千人おったのが、以前、診療していたお客さんが激減して千人程度になったと。1人のお医者さんに来ていただくのに、2千万円以上の経費がかかり、また、看護師などもつくので、維持ができない。

もう一点は、先ほども言われましたが、小児科医師不足で、広大に何回もお願いした経緯もあるが、この時世では来ていただくのが非常に難しいと。また、この状況ではお願いができないと言われているんですね。引き続き要望しますといっても、これじゃ話にならないのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こういったことは坂町内で完結する問題ではございません。広島県の地域医療構想の中で、こういった小児科医、産婦人科医の不足、医師の働き方改革を含め検討がなされておるところでございます。その中で、新病院の建設というのを御存じと思いますが、広島駅の今のJR病院のところですね、あそこに新病院を建設するという構想が広島県がございます。その中で医師の育成、小児科医でございますとか、産婦人科医を含め、その医師の育成、質の向上、今、医師も65歳以上の医師が多くいらっしゃいます。やはり若手の医師がいないということで、そういったことをやはり広島県として医師不足を認識しており、そこをまずは解決していくということで、そういった構想がございますので、そういった構想も相まって、坂町といたしましては、済生会がそのように努力をしてくださることもですけども、坂町もしっかりと済生会に要望し、広島県がそういった医師の育成をしていくところで、医師の確保が今後できてくるのではないかと考えております。

やはり、医療機関をつくりましても、受診される方がいらっしゃらなければ、医療機関は経営が成り立ちませんので、そういったことも皆さんと総合的に考えながら、また、個人の小児科医でございますとかということは考えていけないと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 医者不足ということで難しいということなんですが、助成制度の導入や経営資金の助成、有利な貸付けは坂町では考えていないということなんですが、医師の誘致制度についてちょっと例を出してみます。北海道では開業医誘致制度がたくさんあります。ちょっと調べただけでも、稚内、紋別市、名寄市、北広島市と破格の条件で誘致を実施しています。紋別市では診療所開設にかかる費用を最大8千万円助成しています。さらに、在宅医療に積極的に取り組む場合は、追加1,200万円を助成しますとなっています。8千万円の内訳は、診療所の開設または増設に伴い取得した土地、建物、医療機器などの取得費の最大2分の1、あるいは診療所などの開設または増設に伴い、土地、建物、医療機器を助成すると。

医者が少ないといろいろな対策を実施しているのが現状ですが、これに対してどのように思われますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

北海道ですね、やはり僻地の医療というのはなかなか難しいところがございます、そういったことに力を入れていらっしゃると思っております。

広島県内においても、そういった助成をしていらっしゃる市町はあります。調べてはおります。

ただ、新しく始められたところで、助成を始められても、やはりそこで開業しようという医師がいないということで、全く助成金が交付されてないという状況が広島県では見られております。

先ほど来、申しておりますけども、やはり医師不足の中で、こういった助成金を出したといたしましても、継続した経営ですよね、医師不足がありますし、受診される方の確保、そういったことも考えますと、助成金の交付というのは、やはり坂町の中で行うというのは難しいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） ちょっと前に進まないようなんですが、小児科の救急電話ということで、#8000番ということがあります。ちょっと問題からずれるんですが、

私も知らなかったのですが、小児医療に対する１１０番のようなもので、認知度が８８．８％の人しか知らなかったと言われています。電話＃８０００番にかけると、各都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師、看護師から子供の症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられる。子供の症状が悪いとき、自宅で仮に治療する、あるいは、翌日、かかりつけ医に行くか、すぐに受診するか、救急要請するか迷います。例えば赤ちゃんがミルクを飲まない、どうしよう、赤ちゃんがぐったりして病気かな、赤ちゃんが消しゴムを食べちゃった、どうしようか、病院に行くか、様子を見るか、昼間はかかりつけのあるクリニックや病院に電話をして対処方法を聞くことができますが、問題は夜ですね。救急に連れていくか、朝まで様子を見るか悩ましいですね。こんなときの相談には打ってつけではないでしょうか。＃の８０００番という記事は坂広報などで見たことがないのですが、どうなってるのでしょうか。広報活動していただいて、再度、町民にお知らせすることが必要と思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

＃８０００につきましては、毎月、坂広報の休日当番医、ここに明記をしております。そして、子供さんの健診ですね、そういったときにも、やはり保護者の方には＃８０００がありますよということはお伝えをしております。

また、これは余談になりますが、＃８０００は乳幼児、子供でございます。あと大人に対しては＃７１１９、こちらがございますので、大人の方に対しても、そういった救急体制を整えておるということを付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○１番（向田清一議員） 認識不足で失礼しました。

最後に、稚内市長さんのお話ですが、別に医者数が少ないわけじゃないんですよ。この旧安芸郡区で１０万人当たりの医者数は１６６．９人です。稚内も１６６．９人、紋別が１４１．４人となっていますが、ここで１０万人当たりの医者数が少ないとはいえ、人の命に格差があってよいのかと本当に悩みます。医療の問題は命の問題であると同時に、地方創生に向けた重要な課題であり、何にも優先して解決したいと思っています。本市では、市民団体や民間企業、医療機関とともに地域医療を考える稚内



市民会議なるものを立ち上げ、誰もが安心して住み続けられるように地域医療を守る様々な取組を進めているところであります。開業を考えている医者の方、我が町の医療、そして命守るために力を貸してください。稚内市民一丸となってあなたを応援しますと、市長が先頭に立って、やっぱり旗を振っていらっしゃるわけですね。

坂町の施政方針でも、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へ、歴史、文化、地域を守り、30年先も、50年先も、坂町であり続けられるまちづくりをと町長は言われてます。医者があって医療、小児の誘致に全力を尽くしてもらいたいのですが、決意のほど、言葉があればぜひ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども担当課長のほうが申しましたけども、小児科医につきましても、あらゆるルートを通じて誘致に向けて取り組んでこれまでもきております。例えば県外の大学病院あたりにも紹介をしていただいたり、いろいろなことをしてるんですけれども、なかなか小児科医自体が少ない。そしてまた、新たに開業される方におきましても、やはり小児科に対するニーズの高いところに開業されるというような状況もあるようでございますが、引き続き、どうしても小児科医も坂町にも必要だということは十分認識をしておりますので、そこらもしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、坂町の地理的条件が、やはり近隣の都市に近いということもありまして、そういう観点も若干弊害になっておるんかないう気もしておりますけれども、いずれにしましても、小児科医、あるいはまた、ある地域にはお医者さんがいないというようなこともございますので、そこらも含めて、これからは可能な限り取り組んでいきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「災害復旧後の「復興」の推進を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「災害復旧後の「復興」の推進を」の件でお尋ねいたします。

「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」に基づき、懸命の復旧事業が行われてきた結果、復旧事業のめどが見通せる状況になり、住民も少しずつ日常生活に落ち着きを取り戻してきました。

これからは復興に軸足を移して、被災前より進化した日常生活や、災害に強く、に

ぎわいと活力ある地域の再建を目指して、行政と町民が一体となって推進していかなければなりません。

災害復旧後の「復興」の推進について、町の見解を伺います。

一つ、坂町第5次長期総合計画は復興推進の一丁目一番地であると認識しております。施策の中でも人口施策は他の施策にも広く関連し、復興の行方に大きく影響を及ぼします。国や地方でも懸命な取組をしていますが、人口減少の局面を開いていない状況下で、令和6年の目標人口1万3,050人や令和11年の1万3,200人達成への現状分析と今後の取組についてお聞きします。

二つ、デジタル庁は住民の幸福度を示す指標を計測し、分かりやすく示すツールを自治体に提供している。また、地域の強み弱みを数値化し、地域の現状を「見える化」することで、住民のまちづくりへの参加を促す効果も期待できるとしています。作成された計画が計画どおり実行され、どのような効果をもたらしたか、復興の進展度を示す有効なツールとなり得るのではないかと思います。どのように評価されますか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害復旧後の「復興」の推進を」の件についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害からの復旧は、令和5年度におおむね完了する見込みとなっており、道路や橋梁などの公共土木施設は被災前の状況を取り戻しつつあります。

今後は復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、将来に向け、町民が希望を抱けるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

さて、御質問1点目の、令和6年の目標人口1万3,050人や令和11年の1万3,200人達成への現状分析と今後の取組はについてでございますが、国全体の合計特殊出生率が過去最低を更新する中、本町におきましては、坂町版ネウボラや子育て支援センターの運営、子育て支援住宅の整備、不妊治療費の助成など、出産・子育て環境の充実に図る施策の実施により、合計特殊出生率を微増させておりますが、高齢化の進展により、死亡数が出生数を上回り、人口動態は自然減となっております。

こうした状況により、人口は微減いたしておりますが、空き家の利活用や三世代同居等住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業など、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策の実施などにより、被災後から減少に転じておりました社会動

態は、令和２年度から転入数が転出数を上回り、社会増となっております。

今後は乳幼児医療費制度の拡大・充実や妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援体制を整備し、出産・子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

また、ベイサイドビーチ坂をはじめとする観光資源の魅力発信の強化や地域おこし協力隊の導入などにより、交流人口・関係人口の増加を図ってまいります。

さらに、社会基盤の強靱化による安全・安心な住環境を整備するなど、人口増加に向けた取組を強化し、目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

御質問２点目の、デジタル庁が提供する住民の幸福度などを示す指標が、本町の復興の進展度を示す有効なツールとなり得るのではないか、また、どのように評価するかについてでございますが、平成３０年豪雨災害からの復興をはじめ、町政推進のために取り組んでまいりました施策や事業の成果・効果を客観的な指標を示して、住民に分かりやすくお伝えすることは非常に重要でありますことから、本町におきましては、第５次長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に定めております施策・事業全てに目標数値と実施後の達成数値を示すいわゆる「事業成果の見える化」を行ってきており、これによりまして、より効果的・効率的な町政の推進を図ってきたところでございます。

デジタル庁が示しております新たな指標は、施策や事業の成果を個別に測るものではなく、「住民の幸福度」を軸に、住民が幸福と感じるにはどのような分野での施策展開や事業成果が求められるかという視点で、「医療・健康」、「住宅環境」、「子育て」といった２２の分野を一律に定め、全国全ての自治体における当該２２分野の成果を偏差値化したものでございます。

この指標は本町の全国での相対的な立ち位置を把握できるという利点はございますが、各自治体が地域で推進する事業の実態を勘案せず、一律に定められた分野のみをもって偏差値化した指標でありますことから、本町の個別具体的な復興の進展度を示すツールとした場合、住民の皆様の混乱を招くのではないかと考えております。

しかしながら、住民の幸福度を示す当該指標は、デジタル庁を中心に各自治体の意見などを参考にしながら、現在、改良が加えられていると伺っておりますことから、今後、町の復興の進展度を住民の皆様に示すための効果的な手法であると判断される場合には、有効に活用していくことを考えてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） まず、お聞きしたいのは1点目で、令和2年度から転入数が転出数を上回り、社会増となっておると。そういう答弁であります。転入・転出の内訳、これはどのように推移してきておるんかいうことをまずはお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 転入・転出の推移でございますけども、社会減でございました令和元年度につきましては、社会動態がマイナス83人でございます。その内訳といたしましては、転入が636、転出が719でございました。転出のほうが多く、83人の人口減でございましたけども、令和2年度につきましては、転入が832人、転出が735人で、転入のほうが97人上回っております。令和3年度につきましては、社会動態はプラス24人でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） だんだんと転出が減って、転入が増えてきておるという状況のようですが、私が一番気がかりなのは、若者、ここに施策が大体子育てとか、そういう出生率を上げるとかいうようなところにあるんですが、その以前の問題が取り上げられてないなという感じを受けるわけです。といいますのは、若者が恋愛、結婚して、家庭を持って、出産という過程を送るわけですね。その前の若者の転入・転出、ここら辺が今の取組にはないんじゃないか。若者は大学とか、就職しますと、広島県でも一緒ですが、県の転入・転出を見ても、都道府県で2年連続1位なんですね、広島県は、転出が。いうように、若者のそういう転出に対する対策、手当てをしていかんと、結婚して家庭を持って出産とかいうのは、その後の話ですから、その以前の話のそこら辺の若者の考え方、意見というのを尊重して、それに取り組みないと、この転入・転出がずっと続くという推移にはならないと。

例えば、毎年、成人式がありますよね。成人式で坂町の転入・転出はどういうふうになっとるんか調査されたことはありますか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 平成27年度ですかね、人口ビジョンと申しまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略のときに坂町の人口を分析をいたしました人口ビジョンを策定いたしました。その際に人口の転入・転出を分析いたしました。その結

果、東京一極集中ということが叫ばれておりましたけども、坂町の転入・転出を見る限り、若者が東京へ転出している数は非常に少なく、転入・転出の異動は呉市さんと広島市さん、この二つの市への転入・転出がほとんどでございました。ということで、若者の東京圏への転出というような影響は本町におきましてはそこまで大きくない状況でございました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 東京転出は別として、町内からの転出をとにかく食い止めるという施策を今後打ってもらいたいと思います。

それと、2点目の質問に対してですが、ここでは事前評価と復興という評価の違いはありますから、事前評価は今までどおり事業評価して実施して進めてもらいたいと思うんですが、復興評価というのは、総合的な、町民が暮らしやすいかどうか、あるいは、幸せに、坂町に住んでよかったと感じられるかというような、そういうような下で指標がされておりますから、ちょっと、今、坂町で防災とか福祉とか二、三十の事業計画があるんだろうと思うんですが、それはそれとして評価してもいいんですが、復興の指標としては、そこら辺ではちょっと見識が違うんじゃないかなろうかと私は思っています。

そこで、復興という面から、その進捗を評価する指標として、先ほど提案させてもらいましたが、デジタル庁のものは人間中心のまちづくりの重要性、こういうところに重点を置いて提唱されております。ですから、市民の視点から暮らしやすさとか幸福感を可視化して、地域の現状を見える化しておりますから、これは住民の復興への進捗状況を評価するに値するツールじゃないかと思っております。

そういうことで提言をさせてもらったんですが、これは先ほど答弁にありましたように、今後改良されて、適合するかどうかと。適合するようであれば、採用することですが、それなら、まちづくり懇談会が提言しておりますね。まちづくり懇談会が提言しとる内容は、この長期5か年計画、これを総合計画では単年度ごとの計画と、その事業の実施状況を毎年度点検するなど、細やかな進捗管理と着実な実行をお願いするという提言を懇談会がしております。これ、長期計画は来年で6年目になるわけですね。それまでに一度もこの提言に基づいての公表はされておられません。今後、これをどのような形でやっていくんかと、その案をお聞きしたいんですが、どの

ように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 長期総合計画につきましては、フォローアップを第4次の際には3年ごとに実施をいたしておりました。毎年ということはちょっと負担が大きいということで、以前も御説明をさせていただいたと思うんですけども、人口減少対策に特化いたしました総合戦略につきましては、毎年、1年に1回、委員さんに集まっていただいて検証をいたしております。そちらにつきましては、議会の皆様にも御報告をさせていただきまして、ホームページのほうに現在も公表いたしておりますけども、また、長期総合計画につきましても、節目節目で検証をいたしまして、見直し等を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 先ほど言いましたように、事業計画と事業計画の成果報告と復興の成果というのは指標が、復興のほうは医療とか福祉とか全てのことを町民の立場で評価する指標になっとるわけですね。ですから、先ほど言われた事業計画とはちょっと性格が違うんで、そこら辺をどのように、今後、復興という支援で見て、指標を捉えて成果報告されるつもりはないかいうのを、ちょっとそういう考えがあるかないかいうのをお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） 議員さんおっしゃられるように、町民の皆様が復興、幸せを感じていただける、そのお気持ちををはかれるようなツールがあれば、ぜひ採用はしていきたいと思っております。もちろん町民の皆様がそう思ってくださいことが一番の復興だと町といたしましても考えております。

そういった中で、昨年11月末でございますけれども、ある民間の会社さんが町の幸福度ランキングという調査を実施をいたしております。そちらも報道されるような大きなアンケートなんですけども、中国地方のランキングが昨年11月に発表されて、全部で107の自治体があるんですが、坂町は3位でございました。広島県の町の幸福度ランキングでは2位でございました。ということで、そういったランキング等も出て、町のほうでもそういうふうに幸せに思っている方が多くいらっしゃるんだなというように感じております。

また、そういったランキングとかツール等ございましたら、町民の皆様にも御紹介をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「平成の大合併で単独町制を選択した坂町の成果は」について質問を願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「平成の大合併で単独町制を選択した坂町の成果は」の件で質問いたします。

振り返ると、平成11年（1999年）、市町村総数3,232団体（町1,994団体）に対し、政府主導で自治体を広域化することにより行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的に市町村合併が進められました。

その後、平成22年（2010年）、市町村合併特例新法の期限が切れ、市町村総数1,727団体（町757団体）となりました。

当時の合併問題に対しては、議会全体として、①市との合併は、財政的にも1人当たりの借金も当時の坂町よりも多く、健全とは思えなかった。②規模の大きい自治体になると住民との距離も遠くなり、住民に寄り添った行政運営が進めにくい。③市と合併すれば都市計画税も必要になる。④合併しても市の端っこになり、開発も後回しになる。⑤合併に対し、坂町のためにどうするという市からの熱意が感じられないなどの理由で単独町制の選択を支持したものであります。

あれから20年余り、吉田町長に託したこれまでの単独町制を振り返り、上記に記載した合併するより単独町制を選択した理由①から④（⑤は除く）に対し、どう対応できたのか、また、今後のさらなる町の持続的な発展に向けどう取り組んでいくのか、町長の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成の大合併で単独町制を選択した坂町の成果は」の件についてお答えをいたします。

国は、地方分権の推進や市町村の財政基盤の強化と広域化を図るため、平成11年から平成17年までに合併する市町村に対し、行財政上の特例措置の拡充等を行い、また、平成17年以降は、現行合併特例法に基づく国・都道府県の積極的な関与により、市町村合併の推進を図りました。

こうした中、本町では平成13年度に坂町合併問題調査研究委員会や、合併が想定される近隣市町との研究会や勉強会を設置し、合併問題について調査・研究を行い、また、町政懇談会やアンケート調査などを通じ、町民の声を聞きながら検討を行いました。

議会におかれましても、合併問題調査特別委員会が設置され、合併問題について町民、議会、行政が共に検討した結果、合併特例法の期限までには合併せず、単独町制を維持するという結論に至ったものでございます。

御質問の、単独町制を選択した理由にどう対応できたかにつきまして、理由①の財政的な面につきましては、本町の四つの財政健全化判断比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っており、平成30年7月豪雨やコロナ禍という不測の事態を経験した後もなお健全な財政状況であり、被災により町債残高は大きく増加いたしました、交付税措置の有利な起債の活用などにより、将来負担がない財政状況を維持いたしております。

理由②の、自治体の規模による住民との距離につきましては、地域密着、住民密着で行政運営に取り組む中で、コンパクトな自治体規模の利点を生かし、坂町版ネウボラをはじめ、顔の見える関係を大切にしたい支援を行ってまいりました。

また、老人クラブ補助金や敬老祝金をはじめ、福祉政策全般において充実した施策を展開してきているものと考えております。

理由③の、都市計画税につきましては、国・県の補助金等も極めて厳しい状況の中ではございますが、絶え間ない行財政改革により、現時点では都市計画税を導入することなく、各種施策を実施いたしているところでございます。

理由④の、合併しても市の端っこになり開発も後回しになるにつきましては、本町の各地域の均衡ある発展を目指し、坂東環状線や植田水尻側道線などの道路整備や三位一体の防災対策など、次世代に向けた持続可能な地域を構築するための各種事業に取り組んでいるところでございます。

最後に、今後のさらなる町の持続的な発展に向け、どう取り組んでいくのかにつきましては、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、厳しい経済情勢やコロナ禍などの困難から町民生活を守り抜く施策を講じ、また、復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤のさらなる強靱化やベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出など、町の活性化を図る施策を積極的に展開し、「親から子へ、子か



ら孫へ」と、30年先も、50年先もキラリと光り輝く坂町であり続けるため、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） まず、いろいろと答弁いただきました。合併問題に関しては、ちょっと背景として一つあったんですが、ほぼ坂町は合併しないだろうというような時期だったんですが、安芸郡の若手議員があつて、広島市の市長を話をする機会がありました。

そのときに、私は「市長さんは坂町を知っててですか、来られたことがあるんですか」というような話をしたと思うんですよ。そのときに「あんまりよう知らんのだ」と。「ほうですか。あんまり知らん市長に坂町を任すよりは、よく知つとる人に任すのが賢明じゃ思うんですが」というたら、ちょっとかちんと来たんでしょうね。腹立って、「じゃあ単独でやりゃいいじゃないですか」というて、ほぼうち単独でいくような方向だったんで、ちょっとそんな話をしたことを思い出しました。してみると、坂町は端っこいうのもあるし、海田さえ一緒になればつながるけんというような腹があったんかのとも、後で思えば思いました。

ちょっとこっちの質問のほうに戻ります。

まず、一点目に財政的な面、確かに、今、坂町は健全化判断比率、これも立派な数字です。コロナがあつたんですが、まだそれも思ったほど町債残高はどんどんどんどん回復しておるし、プライマリーバランス、2回ぐらいちょっと赤字になったんかな、災害の、すぐ戻ってくるし、基金の残高も十分、48億円ぐらいですかね、そういう意味では財政基盤が確立してきとるなど、そういうふうに思っております。特にここに対して質問することはありません。

2番目の自治体の規模による住民との距離、これに関しては幾つか書いてもらっておるんですが、恐らく広島市と合併したときにあり得んだろうというのがもう一つ抜けとるんですが、要は町のほうでやっておる各地区との町政懇談会かな、これは町長自信持ってこの施策を進めてもらいたいんですよ。これが全てにこの辺は細かい、要は首長の顔が見えるというのがすごくいいことなんですよね。広島市だったら、こんな16の地区にできるわけないですから、これは武器だと思って、これはぜひ続けていただきたいんですが、いかがですか。今、コロナでちょっとできんこともあるんですが、

その中でしっかり情報を取って、きめの細かい施策を打っていく、これ続けてほしいんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 多分、担当課の課長が、今、コロナの関係で町政懇談会をやっていないものですから、文章の中に入れてなかったんだと思います。私もそこらは今やってないんだからというところで黙認をしたんですけれども、いずれにしても、すごく大切なことだというふうに私も考えておりますので、コロナが今から落ち着いて収束に近づいてくれば、またやらせていただきたいと思いますし、以前にも中議員のほうからも質問を受けたような気がするんですけれども、私の以前の町長からそれを行っておりまして、私も地域の中へ入って、地域の中での懇談会に出席をさせていただきまして、いろいろな意見を聞いておりました、議員という立場であったんで。非常にいいなと思ひまして、そこで出てきたことを吸い上げて、全てが全てではないですけれども、町政に反映をしていくと。非常にいいことだと思いますんで、当然地域密着、住民密着という観点からも、私が町長をしておる限りは、しっかりこれからも続けていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） そういった、町長もいいと、私もいいと思ひます。それを一つ提案したいのは、ちょっと振るような形になるんですが、町のほうが教育行政にあまり口を出せないいうのもあって、こういうものを水平展開してもらいたいような気もします、教育のほうの担当のほうに。というのは、今、クラブあたりの問題が、今、検討せんにゃいけん課題があります。教育委員会あたりと、多分役員、会長あたりとはコミュニケーション取るんでしょうけど、じゃあ一般の父兄さんと教育委員会、課長とか教育委員、あつこらとの町政懇談会みたいなもので情報、父兄が何を考えるのかなというような会議というんですかね、こういうのはやっとなされるんですか、やってなかったら検討しちゃったほうがええ。特にこういったクラブの問題もある時期ですし、その辺を教育長にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 令和3年度から学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールというものを各小中学校、それぞれの学校で、今、実施をしておるということでございます。これは地域の方、また、PTA含めまして、もちろん学校のほうとです

ね、地域と学校のいろいろな課題も見詰めながら、また、地域、学校、それぞれにとってどういうふうなことができるのかといったようなことも考える場でございます。そうしたところへ向けて、今の地域の情報であるとか、保護者の情報であるとか、または逆に学校から発信であるとか続けているところでございますけども、その部分を十分機能させていけばいいのかなというふうなことが、今、中議員さんのお話を聞いて思ったところでございます。

もちろん通常場面でいろんな御意見というのは学校に入ってきますし、学校から教育委員会のほうにもすぐ届きますので、そこらあたりへの情報交換、素早い対応というのは今後も続けてまいろうと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育長が答弁をしたんですけれども、コミュニティスクールのことはいいんですけれども、うちは教育を考える会いうのを設けておりまして、まだ今のコミュニティスクールよりも濃いメンバーでですね、いろいろな学校に関する、あるいはまた、生涯学習も含めてでございますけれども、学校教育、生涯学習の問題点、あるいはいい点、悪い点もその協議事項で出していただきまして、いろいろな意見を聞きながら、それをまた吸収しながら学校運営、あるいは教育委員会の運営に役立てていくというすばらしい組織がありますんで、それをまだこれからもしっかり生かしていくことがコミュニティスクールよりもまだまだいい効果が出るんだというふうに思っておりますので、もちろんそれが必要なんですけれども、まだそれよりもすばらしい効果が出るというふうに思っておりますので、私はそれを推奨いたしておりますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） こういう組織というのは、首長とかそういった教育長あたりの顔が見える、末端のところまで出向いて、そこからの情報というのは、大変な面もありますけど、やっぱり生の声ですから、介してくるよりはしんどいところもあるし、ただ、やっぱりそれを解決していくのは大事だと思いますから、しっかり検討して進めてください。

3点目、ちょっと都市計画税の件、これ、坂町はありません、いいなと思って。最近、ここ四、五年、10年ぐらいになるんかね、町長の基本方針の中に新税を検討、

議会の意見も聞きながら検討していく、場合によってはいうのがあるのが私はあまり気に入るほうじゃないんで、ちょっと嫌だな思いながら、要は都市計画税がないいうメリットもあって単独町政をしとる。都市計画税じゃなくて、状況によってはいうのを毎年出すんだろと思うんですが、その辺の真意をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） その大きな理由は、やはりハード事業をこれからも進めていかなければならないということも当然ございます、いろいろな御要望があるわけでございますので。

それともう一点はソフト事業、いわゆる福祉、民生分野のサービスがまだまだ財源的にも大きくなってくようなことも将来的には考えられるわけでありまして、国の財政状況も、決して御存じのようにいいわけがないわけでありまして、仮に今、交付税措置を云々ということもありますけれども、そこらにもメスが入るようなことがあるかも分からないんですね。

例えば、ちょっと長くなるかも分かんのですけれども、阪神・淡路大震災があったときに、本来は金額が幾ら幾ら入る予定の交付税がそちらのほうに転嫁していかなければならないということで、約25%ぐらいカットされたようなことも現実にあるわけでありまして、そういうことを考えたときに、今、現状で下水道の整備を早く私のところはさせてもらっておるんですけれども、その起債、借金をして整備をしたんですけど、その返さなければならぬ財源が必要になってくるわけでありまして、そこに一般財源から今年度は2億5千万円ぐらいの一般財源をその返済に充てておるような状況であります。

そういう中で、もし万が一、そういう福祉の分野へまだまだ財源をシフトしていかなければならないということになりますと、やはり一般財源を投入せざるを得なくなるわけでありまして、そこら部分の返済部分にもこの都市計画税というのは都市計画決定をした事業でございますので、活用できるというようなこともありまして、一応、ある程度、保険的な発想で、施政方針の中へ毎年入れさせていただいておるというのが実情でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） そういう確実に堅実にというんですかね、先日、ある議員と東京の研修に行かせてもらいました。国の歳出予算いう講義でしたが、同じように、

坂町ちょっと50億円近く基金があるんじゃないが、先生どうでしょうか、多いんでしょうか。そういう話を質問しました。1回目、ほかのほうでそういった話をしたときには、半分ぐらいでもええんじゃないんですか。というような話もありました。今回はそういう答弁じゃなかったようです。国のほうも、御存じのように、赤字国債発行して、プライマリーバランスが全然追いつかんような状況でいきよる。今の地方交付税、これを基金をためとるから、そこだけをちょっと多めに落とすとか、そんなことはないと思います。落とすんだったら一律で落としてくる可能性はありますと。今、基金が少ないというところは、坂町さんのように、本当は、今、基金がたまるのが当然なんですと。たまらんのがおかしいんだと。総務省のほうの官僚はそういうふうに言っとなりますよといいよるから、あんまり私らも悪口的にじゃないんですが、補助行政というんですかね、それ中心でやられると。独自性はちょっと低くなるんだが、地方創生のように臨時交付金でぼっと入ったときに使える金を独自で使うと思うと、やっぱり上手にやっとなという感じがいたしております。

そこで、今度、持続的にずっと発展していくというときに、このまんまでいきや、ええ具合にいくんかとは思っております。ただ、課題がちょっと解決しながらいったほうがええのかなと。先ほど大田議員が質問したあの分も課題として捉えてほしい。ずっと持続的に進めて、今の調子でいきやいくんだらうから、それを続けるためにも課題は解決する。まず、職員の給与が、これも安いじゃないですか。答弁にあったのは、人事院勧告に合わせていくと。低いところからしたら、ほかの町村には勝てんのよね。同じことを繰り返す、ずっとこの差がある。職員の給与低いいうのも、あんまりいいことではないと思うんですよ、給料的に。全体で見りゃ安く済むんじゃないけど、意欲とか、例えば私らも民間で大企業いうたらトヨタ自動車も同じクラスのもんで雲泥の差があるんですよ。利益率が違うから仕方ないんですが、あそこの会社は賃上げでも表に出したら、ほかが少ないけん、気を遣うぐらいの会社です。そういう人と同じクラスで接触したら、恐らく萎縮する。やっぱり給与というのはそういう感覚もありますから、ほいじゃから、そういう意味で、やっぱり町の職員も安芸郡のここまですばると同じにしてあげて、平均年齢も高いし、この数字を見ると、ちょっと町長、考えてあげたほうがいいと思います。町長らはあれじゃけえ負けとったらやっぱり情けないし、職員さんも一生懸命一緒に頑張るんじゃない意味では、まず上げて、そこから人事院勧告のとおりにいけば、多分、いい方向になるんじゃないかな。

○議長（川本英輔議員） 町長、まず質問を聞いてください。

○10番（中 雅洋議員） まだ質問しよる。

それが一つの課題。

もう一つが、やっぱり議員のほうの課題です。先日、やっぱり、今、議員も昔のように名誉職、これじゃなくなってきたんですね。誰でも出れるような状況になった。意欲のある人、町を何とかよくしようという人、1万2千人おる中で、1万人ぐらいが有権者でおるんですから、しっかり出てくるはずなんですよ。そこでやっぱり一番大きいのは、どうのこうのいっても、やっぱり報酬だろうと。大田議員も言われてましたが、やっぱり生活給じゃないんだけど、生活が成り立たない。ある程度のレベルにして、少なくともよその町よりはちょっと財政的にもそんなにありゃ、無理はないようなから、町長、審議会、議会が出してくればいいことですが、やはり名誉職じゃない時代になってきました。若い人も発想が今度は違ってくるから、町の発展にやっぱりプラスになると思うんですね。その人たちがやりやすいような形いうのをぜひ検討して、議会と一緒にこの課題も解決していこうというような感じで取り組んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 職員の給与につきましては、私も正直言いまして、職員の給料を一々チェックをしないんですね。賞与が出るときも一切見ないんですけども、ルールにのっとって賞与も出るもんだというふうに思っておりますんで、一切見てないんです、正直言いまして。昇給なんかがありましても、ただ判をつくだけです。だから中身を見てないんで、今後はしっかり誰がどうなっとるかいうのをチェックをしてくるかにゃいかんのかのいうような気がしておりますけど、ただそれもやっぱりよくないと思いますんで、そこらはやはり担当職員に任せたいほうがいいということで、ひとつ御理解いただきたいと思いますんで、もう一回、よくそこらの説明を聞きまして、どうあるべきかいうことを検討していきたいと思ひますし、それから、議員さんの歳費につきましても、皆さんのほうからそういう御要請、御要望があった場合には、報酬審議会のほうにも諮問させていただくということを申しましたんで、これは間違いなくやらせていただきます。

ただ一点、もちろんよその町レベル云々ということもあるんですけども、やはり民間の事業者が兼業を許可してくれないと難しい。それはある意味、国策としてやって

いかないと、地方が今度は衰退してくることになりますので、地方創生云々ということとは掲げておりますけれども、肝腎要のところがなかなかうまくいってないということもございまして、やはりそこを革命的な改革をしていくということが一番なんかなというふうに思っております。

私も現実に30歳のときに議員に出していただきまして、ずっと議員の間はサラリーマンもしておりました。給与も100%保障してもらっておりました。しかし、議会に出席する、あるいはまた、議会に関係しているときに会社を休む、あるいはまた、地域からの要望で関東のほうへ行ったり、あるいは中部のほうへ何回も行ったこともございます、用地の交渉でですね。そういうときには、やはりその分だけ仕事に穴を空けたということになるんで、土日返上で人に負けないぐらい仕事もやってきたこともございますけども、いずれにしましても、やはり雇用しておる事業者が地域の発展のためにという認識を持てるような制度を国のほうでつくっていただくということが一番地方議会にとってはよろしいんじゃないかというふうな思いもしておりますので、そこらを含めてしっかりと御要望については対応していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「横浜一部15号線道路改良工事の進捗状況を伺う」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「横浜一部15号線道路改良工事の進捗状況について」伺います。

本件は、都市防災推進事業として令和2年度に計画され、令和5年度に向けてどう対応されているかを伺います。

1点目、令和2年度に当初予算計上され、令和3年度決算資料においては、測量業務として繰越明許費184万円余りが計上されております。令和5年度の完成を目指してもらいたいが、見解を伺います。

2点目、令和5年度予算書に増額予算を記述すべきだと思いますが、記述がありませんでした。補正予算が必要になってくると思いますが、総額予算を御提示をお願いします。

3点目、この工事は災害復旧仮設道路を撤去した後の新設道路で、地権者情報は準備できていると思いますが、足かけ4年かかる工事はかかり過ぎであります。早期に

完成いただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜一部15号線道路改良工事の進捗状況について伺う」についてお答えをいたします。

横浜一部15号線道路改良事業は町道拡幅を行う事業で、令和2年度に測量に着手し、令和3年度に設計・用地買収、令和4年度に工事を行う計画としておりました。

町道拡幅事業は用地買収を伴うことが多いため、地形等の測量、道路設計、用地幅杭設置測量、用地境界確認、用地分筆測量、用地補償契約、工事といった非常に多くの手順を踏む必要がございます。

特に用地に係る業務は、用地買収をお願いさせていただく地権者の方や、その隣接地権者の方との現地立会や境界合意が必要となること、登記簿と現地の整合を図る必要があることなどから、通常でも時間を要しますが、一旦問題が発生すると、その解決に長期間を要することになります。

御質問1点目の、令和5年度の完成を目指してもらいたい、見解を伺う。御質問3点目の、足かけ4年かかる工事はかかり過ぎ。早期に完成させていただきたいについてでございますが、この事業の用地境界立会を令和3年度に行いましたが、その中で公図地番と現地地番に不整合があることが判明し、この調査や解決検討に時間を要しているところでございます。

御質問2点目の、令和5年度予算書に記述がありません。補正予算が必要になってくると思いますが、総額予算を提示くださいについてでございますが、この事業は令和2年度から令和4年度の3か年で2,760万円で予算化しておりますが、公図地番と現地地番の不整合問題の解決に時間を要しているため、令和4年度予算2,200万円を令和5年度に繰り越すこととしております。早期の課題解決を図り、この令和5年度に繰り越した予算をもって令和5年度中に工事が完成できるよう鋭意努力してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いい答弁いただいたんですが、要は完成を最後に答弁いただいている令和5年度中に工事が完成できる、完成を鋭意努力する、これが全てのええ回



答だということで、私の一般質問のかいがありました。

ところで、何かいろいろと答弁いただいた内容が、２年度に計画したけど、３年度に様々な立会をしたけど、地権者との用地賠償に至る諸問題があったというような説明がちょっとあったんですけども、今、最終的に私が質問させてもらった予算化ということについては、２,２００万円を５年度に繰り越しし、何とか完成したいということで、ほとんどそういうようなことじゃないかと思うんですが、ところで、やはり機動性ということで、これが足かけ４年もかかってたら、こんなことなんていうのは、何か土地の取得については値段もどんどん動くじゃろうし、なかなか釣合いが取れないじゃないかと思うんですよね。何か機動性という面からすれば、反省点があるんじゃないかと思うんですが、どの辺ですか、その辺の考え方は。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監兼建設部長。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

町長の答弁でもございましたように、時々発生するんですけど、登記簿の地番と現地の地番が不整合があると。ということになりますと、やっぱり公図訂正というのを行わないといけないとか、それにはやっぱりいろんな関係者の協議が必要になってきますので、そういうのに時間がかかったり、また、相続などでも問題が発生しておりまして、やはり相続がうまくできてないと、何人もの、相当数の方の了解を取りに、説明に回らないといけないとか、いろんな諸問題がありまして、やっぱりそういうのにぶつかってしまうと、どうしても時間がかかってしまうことが現状でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） 様々、多分、山のほうの土地ですんで、あるとは想定しましたけども、そういうような実態でございました。

これ、最後の質問です。

いずれにしても、この町道は約１５０メートルしかないんよね。それで重要性というのは、おのおの今回の道路については、地元民をはじめとして、町民にとって墓場にお参りに行くような道路でして、何しろみんな高齢者で足が悪い中、道路に期待している面があったわけですよね。ここでやっと道筋が開けたんじゃないけど、やはり足かけ４年は長過ぎるんで、町長、これ、ちょっと私も分からんですけども、事務担当は企画財政課ですよね、今回のいろいろと事務的なあれは。工事担当は産業建設です

よね。仕事の進め方、いわゆる工程管理体制、これは今こうなってるんよと、だからこういうトラブルがあるんよということ、それ以外の何か第三者いうんか、上司の目かどうか知らんけど、その辺の工程管理体制というのは、今後、だからこういうふうな複雑な体制というのが何回もあつたら困るわけで、今、こうこうこうでこうなんですよいうて、そういうふうな見方を見る人が欲しいんじゃないかと思うんですけども、そういう管理者がですね、その辺はどういうふうに思いますか、見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 予算につきましては、企画財政と産業建設のほうで十分協議をしながら進めていくんですけども、それ以外のものにつきましては、建設部産業建設課のほうでこの案件につきましては、工程から全てを管理をしておるような状況であります。

ただ、今、申しましたように、あそこが非常に用地が物すごく複雑な部分がちょっとありまして、いわゆる登記が不十分な部分もありまして、その枝が相当分かれておりまして、その整理をするのがちょっと時間がかかっておるということもございまして、こういうことになったんですが、いずれにしましても、もう工事に係ることは産業建設のほうで工程管理から発注まで全部やっていきますんで、発注は企画財政でありますけども、一旦契約したら、産業建設のほうで進めていくということでございますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時25分とさせていただきます。

（休憩 午後 3時16分）

（再開 午後 3時26分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第15号「令和5年度坂町一般会計予算」、  
日程第3 議案第16号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第  
4 議案第17号「令和5年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第5 議案第1

8号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第6 議案第19号「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第2 議案第15号から、日程第6 議案第19号までの5議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第15号「令和5年度坂町一般会計予算について」御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害からの復旧は令和5年度におおむね完了する見込みとなっており、道路や橋梁などの公共土木施設は被災前の状況を取り戻しつつあります。

令和5年度は復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤のさらなる強靱化やベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出に要する経費を計上し、また、災害復旧事業に起因する町債償還金が増加することにより、対前年度比2.8%増の68億5,330万3千円の過去最大の予算額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比5.1%増の6億1,943万5千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比22.8%増の2億5,078万2千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比0.3%増の12億4,862万1千円を計上いたしました。

20ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画及び町債償還金に対する普通交付税措置を勘案し、対前年度比11.2%増の14億900万円を計上いたし、特別交付税では、近年の交付額実績及び地域おこし協力隊導入経費に係る特別交付税措置額等を勘案し、7,709万8千円を計上いたしました。

22ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,486万3千円を計上いたしました。

27ページの国庫補助金、土木費国庫補助金では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

36ページの繰入金、基金繰入金では、大規模事業基金繰入金2億2,552万2千円を計上いたしました。

41ページの諸収入、雑入では、広域ごみ焼却施設地元対策事業3億1,366万2千円を計上いたしました。

43ページの町債は1億5,660万円を計上いたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

44ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

54ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、55ページからの企画費では、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業及び空き家改修等支援事業、また、地域おこし協力隊の導入に要する経費を計上いたしました。

57ページからの総務管理費、バス運行管理費では、循環バス車両の購入費を計上いたしました。

59ページの総務管理費、災害対策費では、災害派遣職員の受入れ及び豪雨災害犠牲者追悼式典の開催に要する経費を計上いたしました。

73ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

82ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

85ページからの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

97ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

99ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

109ページからの土木費、道路新設改良費では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業並びに都市再生整備計画事業を計上いた

しました。

111ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金及びベイサイドビーチ坂の陸地部分の維持管理に要する経費を計上いたしました。

115ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたしました。

117ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

119ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしました。

121ページからの消防費、防災対策費では、民間の社会福祉法人が植田地区に整備する障害福祉サービス施設の一部を災害時の一時避難場所として利用するための工事負担金を計上いたしました。

125ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

126ページからの教育費では、子供たちが自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

144ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活を推進できる環境を提供する予算を計上いたしました。

164ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、情報政策監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は令和4年度医療給付費の実績並びに国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比2.2%減の11億8,278万5千円の予算総額といたし

ました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページから12ページにかけての国民健康保険税2億2,671万円は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の収入見込額を計上いたしました。

12ページの県支出金、県補助金8億5,792万3千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

13ページの繰入金、一般会計繰入金9,784万2千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費340万2千円は、電算共同処理業務などの委託料158万8千円が主なものでございます。

17ページの徴税費155万3千円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用を計上いたしました。

18ページの保険給付費、療養諸費7億1,215万1千円、19ページの高額療養費1億205万2千円は、令和4年度の医療費実績に基づき試算計上いたしました。

20ページの出産育児諸費500万3千円、葬祭諸費60万円、傷病手当金50万円は、それぞれ見込額を計上いたしました。

21ページの国民健康保険事業費納付金、医療給付費分2億4,273万2千円、後期高齢者支援金等分7,169万4千円、介護納付金分1,982万4千円は、県からの通知により計上いたしました。

22ページの保健事業費485万8千円は、糖尿病腎症重症化予防事業の委託料が主なものでございます。

23ページの特定健康診査等事業費1,340万9千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

24ページの諸支出金、償還金及び還付加算金200万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第17号「令和5年度坂町下水道事業特別会計予算」について御

説明を申し上げます。

令和５年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比１０．５％減の６億９，００４万６千円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書、１１ページからの歳入でございますが、分担金及び負担金、下水道事業受益者負担金２６万３千円、下水道施設整備費負担金２００万円、使用料及び手数料、公共下水道使用料２億４，５５０万円は、試算の上、計上いたしました。

１２ページの国庫支出金、事業費国庫補助金４，１００万円は、各事業の見込みにより計上いたし、繰入金、一般会計繰入金２億６，９４０万２千円は、試算の上、計上いたしました。

１３ページ、諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入１６万８千円は、貸付金の償還金として計上いたし、町債、事業債１億３，０８０万円は、各事業の見込みにより計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

１４ページからの総務費、一般管理費、需用費１，１１１万２千円は、雨水ポンプ場及び汚水ポンプ場の光熱水費及び修繕料が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおりでございます。

１５ページの委託料３，５５１万７千円は、雨水ポンプ場及び汚水ポンプ場の管理委託費、使用料徴収業務費及び坂町公共下水道事業企業会計移行業務費をそれぞれ計上いたしました。

負担金補助及び交付金１億３，５７８万６千円は下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり各協会への負担金でございます。

１７ページからの事業費、公共下水道整備費、委託料７，２００万円は、浜宮ポンプ場のストックマネジメント計画に基づく実施設計業務費及び耐震改修実施設計業務費、安芸衛生センターし尿前処理施設実施設計業務費をそれぞれ計上いたしました。

工事請負費１，７８４万円は、汚水管渠工事、丸子ポンプ場排水ポンプ更新工事、横浜排水区雨水排水路改良工事に係る費用を計上いたし、負担金補助及び交付金では、呉市公共下水道整備事業２７０万８千円を計上いたしました。

流域下水道整備費では、太田川流域下水道整備事業８４３万４千円を計上いたしました。

18ページの公債費3億6,418万9千円は、起債借入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議案第18号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は令和4年度保険給付費の実績に基づき試算を行い、対前年度比1.2%増の13億4,578万6千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの保険料介護保険料2億5,272万2千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億2,411万円、国庫補助金1億431万4千円、13ページの支払基金交付金3億4,542万円、県支出金、県負担金1億7,663万1千円及び県補助金1,530万5千円は、保険給付費等の見込額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金2億249万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページから17ページにかけての総務費、総務管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,516万5千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億4,800万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,800万1千円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費2,001万円は、利用負担額が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス等費2,410万円は、低所得者の方の施設利用料等を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として3,661万2千円、一般介護予防事業費として954万8千円をそれぞれ試算し、計上いたしました。



23ページの包括的支援事業・任意事業費4,945万8千円は、地域包括支援センター等委託事業が主なものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第19号「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上いたしたもので、対前年度比4.8%増の2億194万2千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料1億5,654万9千円は、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金4,487万円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費85万円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金2億9万1千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第15号から議案第19号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和5年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和5年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定

をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和５年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第６条第２項の規定により、議長の私を除く１番向田議員、２番安竹議員、３番光岡議員、４番主枝議員、５番奥村議員、６番柚木議員、７番出下議員、８番瀧野議員、９番大田議員、１０番中議員、１１番中川議員の１１名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

令和５年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 ３時５１分）

（再開 午後 ３時５１分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川議員、副委員長に瀧野議員が選任されました。

よろしく願いいたします。

お諮りします。

令和５年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第４６条第１項の規定により、審査期限を３月８日午前１１時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を３月８日午前１１時までとすることに決定をいたしました。

お諮りします。

令和５年度予算審査特別委員会の審査の間、本会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本議会は３月６日、３月７日の２日間は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、３月８日午後１時と予定しております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起 立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後３時５３分）